

**第三期
御殿場市
子ども・子育て支援事業計画（案）
【令和7年度～令和11年度】**

御殿場市 保育幼稚園課

令和6年12月

目 次

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制	4
第2章 御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境	6
1 人口及び世帯の状況	6
2 産業と就労状況	10
3 子育て支援に関する状況	12
4 御殿場市子ども・子育て支援事業二一ズ調査結果からみる教育・保育事業等に対する二一ズ	17
第3章 計画の基本的考え方	39
1 計画の基本理念	39
2 計画における基本的な視点.....	40
3 施策の体系.....	42
4 教育・保育提供区域の設定.....	43
5 将来の子どもの数の推計	49
第4章 計画の内容.....	51
1 教育・保育.....	51
2 地域子ども・子育て支援事業.....	65
3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	93
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	94
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	94
6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	95
7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	96

8 子どもの貧困対策の推進	102
第5章 計画推進の方策	104
1 計画の推進体制	104
2 計画の進捗管理と評価	105

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

我が国の少子化は急速に進行しており、本市においても令和6年4月1日現在の総人口は83,592人、そのうち0～11歳児人口は7,653人で、令和2年の0～11歳児人口（9,223人）と比べると1,570人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

こういった社会情勢の変化の中、国においては、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」をスタートさせました。

新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会の考え方の基本として、幼児期の教育・保育の一体的な提供や、教育・保育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上、家庭における療育支援などを総合的に推進することとなっています。

さらに、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

令和6年には、子ども・子育て支援法等の一部改正をする法律を成立させました。児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的とした妊娠のための支援給付や、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる乳児等のための支援給付（「こども誰でも通園制度」）が創設されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援政策を展開していくことを目指しています。

本市では、新制度の下で平成27年度から「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を推進しており、計画に基づき、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意しつつ、子どもや子育て家庭のおかれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図っています。

このたび、「第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えたことから、継続的かつ計画的に事業を推進するため、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第三期御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き一人一人の子どもの健やかな育ちと子育て家庭を社会全体で支援する社会の実現を目指していきます。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、「次世代育成支援対策推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による市町村行動計画として「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」で継続している事業の一部について、引き続き事業を実施していきます。

本計画を、上位計画である「第四次御殿場市総合計画」の分野別計画の関連計画として位置づけるとともに、福祉部門の上位計画である「第4次御殿場市地域福祉計画」や「御殿場市子ども条例」、「御殿場市子ども条例行動計画」、その他関連計画等と連携・整合を図っていきます。

また、本計画では、「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」をはじめ、他の関連する計画との調和を図りつつ、保健、医療、福祉、教育、就労、住宅、都市基盤、国際化などの、子どもと子育てを取り巻く様々な分野や社会情勢に関連する施策と、総合的かつ一体的に推進していきます。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、5年を一期として計画を定めるものとしていることから、本計画は、令和7年度（西暦2025年）から令和11年度（西暦2029年）までの5年間を計画の期間とします。

計画の期間中は事業の進捗状況を管理するとともに、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、原則、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。なお、計画の中間年でない場合であっても、計画変更の必要性に応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

■計画の期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
御殿場市子ども・子育て支援事業計画 (第二期)					御殿場市子ども・子育て支援事業計画 (第三期)				
		見直し		第三期 計画策定			見直し		次期 計画策定
必要により適宜見直し									

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、教育・保育その他の子育て支援について、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、未就学児童・就学児童の保護者を対象に調査を実施しました。

(2) 子ども・子育て会議の実施

本計画の策定に当たっては、法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子どもの保護者、関係機関、関係団体などで構成する「御殿場市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

(3) 子ども・子育て支援制度庁内推進委員会の実施

庁内関係部局の各担当で構成する「御殿場市子ども・子育て支援制度庁内推進委員会」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年12月5日から12月25日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章

御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境

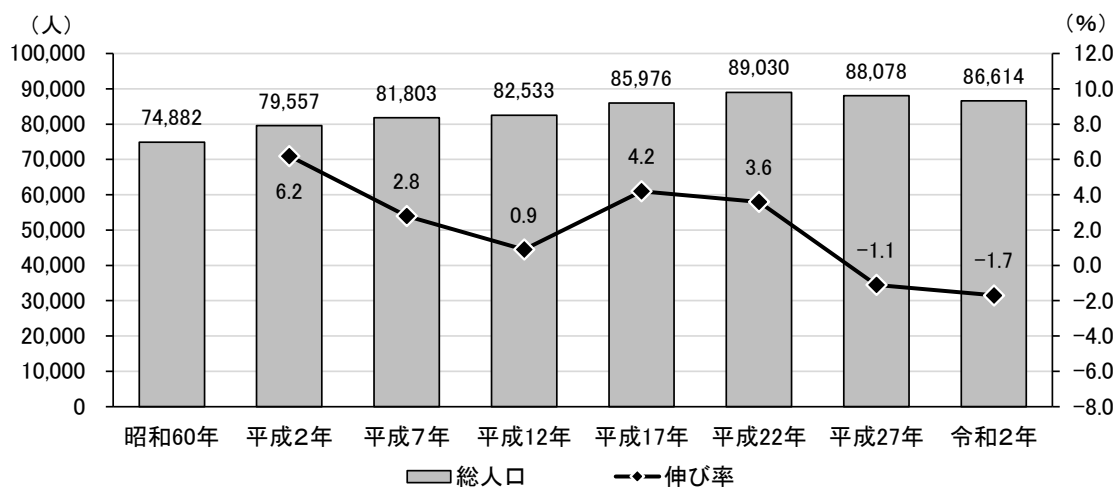
第2章 御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境

1 人口及び世帯の状況

(1) 人口

国勢調査による人口は平成27年より減少を示し、令和2年には平成22年と比較して2,416人減少しています。また、人口の伸び率は、平成17年、22年にやや増加傾向を示していましたが、平成27年は-1.1%、令和2年は-1.7%となっています。

〈総人口と伸び率〉

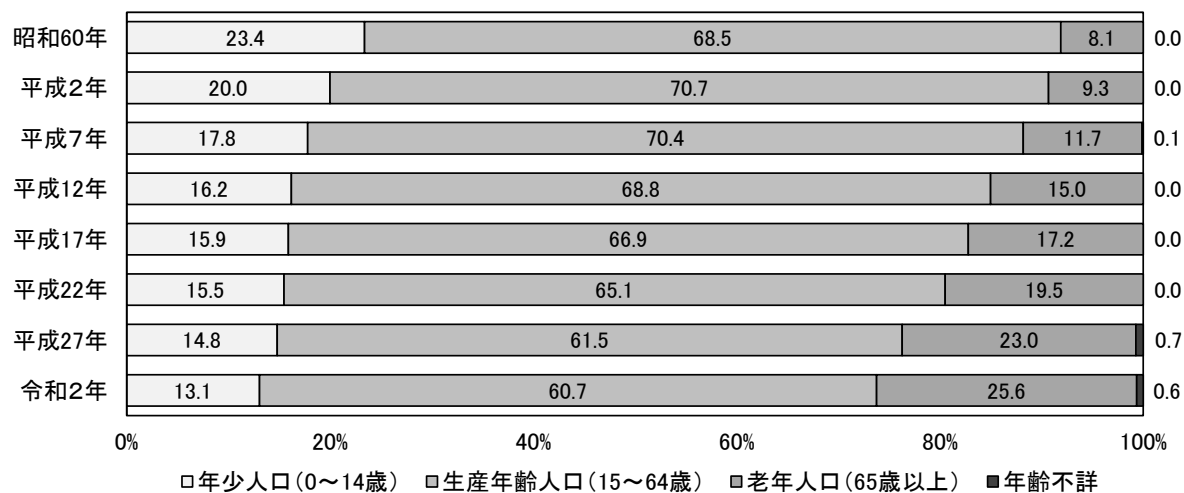


資料：国勢調査

年齢3区分別の人口構成比率は、0～14歳の年少人口比率と15～64歳の生産年齢人口比率は低下傾向にあり、65歳以上の老年人口比率は年々上昇しています。

昭和60年と比較して、令和2年の年少人口比率は10.3ポイント低下、逆に老年人口比率は17.5ポイント増加となっており、少子高齢化が進んでいるといえます。

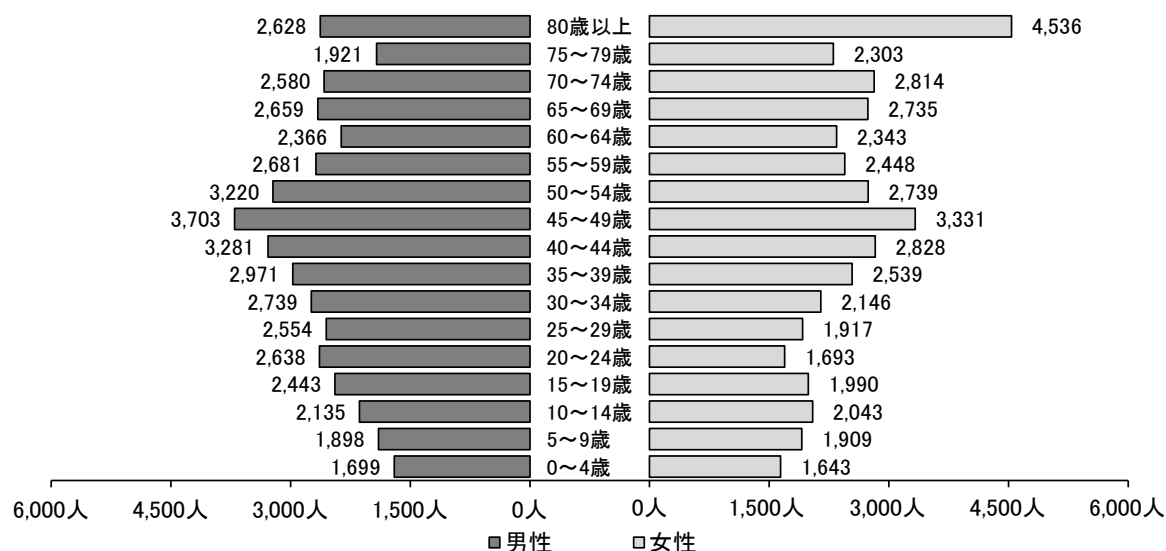
〈年齢3区分別人口構成比率〉



資料：国勢調査

5歳階級別の人口構成は、男女ともに40～54歳、65～74歳の構成数が多く、女性の20～24歳で構成数が少なくなっています。また、80歳以上の女性は男性の約1.7倍になっており、人口ピラミッドの形としては、変形つぼ型となっています。

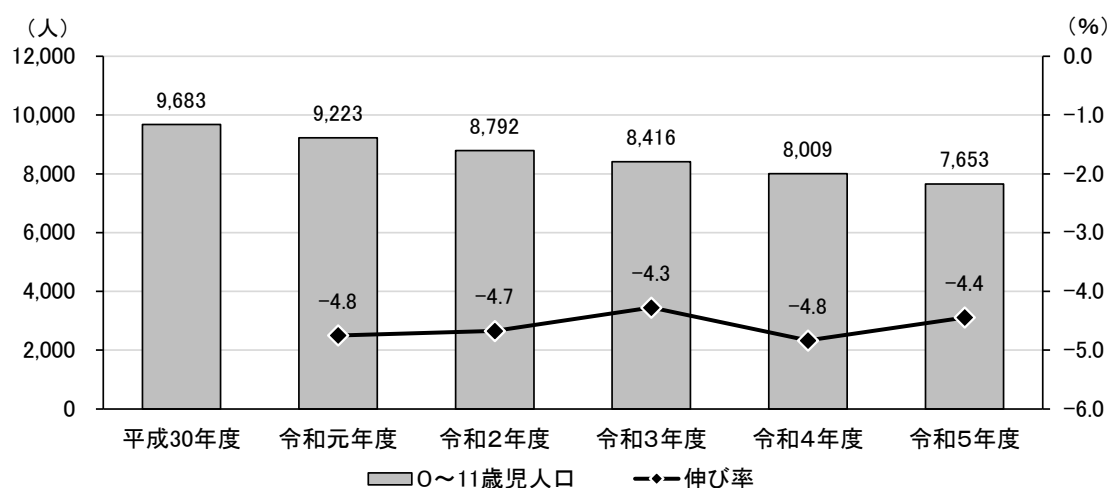
〈人口ピラミッド〉



資料：国勢調査

小学校6年生までの児童（0～11歳児）の人口の推移をみると、平成30年度（平成31年3月31日）から減少傾向であり、令和5年度（令和6年3月31日）は7,653人となっています。平成30年度と比較すると2,030人の減少となっています。

〈0～11歳児人口と伸び率〉



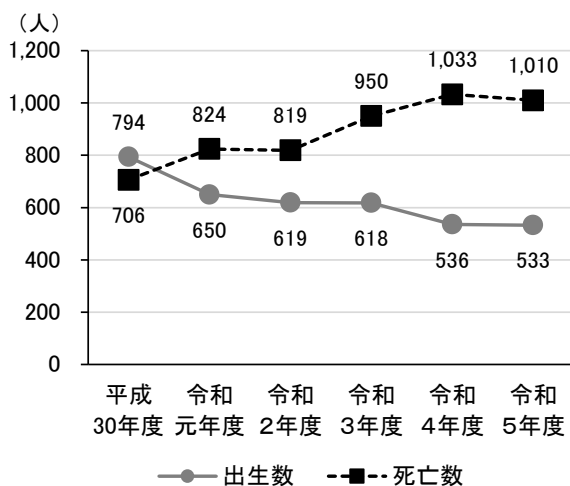
資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在

(2) 人口動態

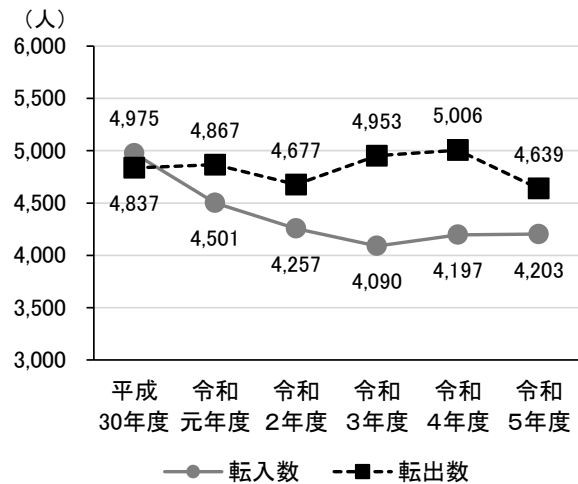
本市のここ6年間の出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成30年度から減少傾向を示し、令和5年度は533人となっています。死亡数は平成30年度から増減を繰り返しながら全体的には増加傾向を示し、令和5年度には1,010人となり、出生数を477人上回っています。

転入数は令和3年度までは減少、以降は微増に転じてはいるものの、令和5年度は4,203人と平成30年度と比較して772人減少しています。転出数は増減を繰り返しており、令和5年度は4,639人と平成30年度と比較して198人減少しています。

〈出生数と死亡数〉



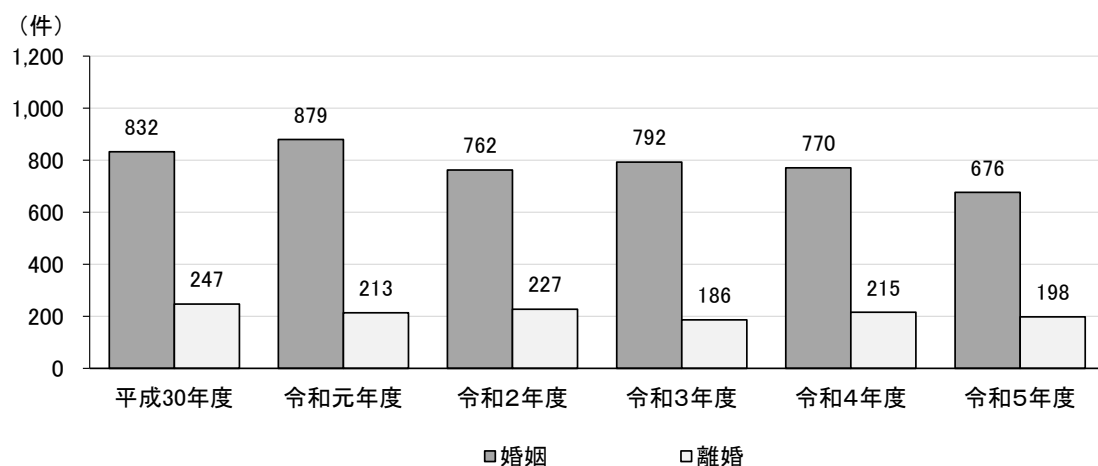
〈転入数と転出数〉



資料: 主要施策報告書 各年度3月31日現在

婚姻・離婚件数については、平成30年度以降増減を繰り返しているものの、令和5年度は婚姻件数676件、離婚件数198件となっており、平成30年度と比較してそれぞれ156件、49件減少しています。

〈婚姻・離婚件数〉



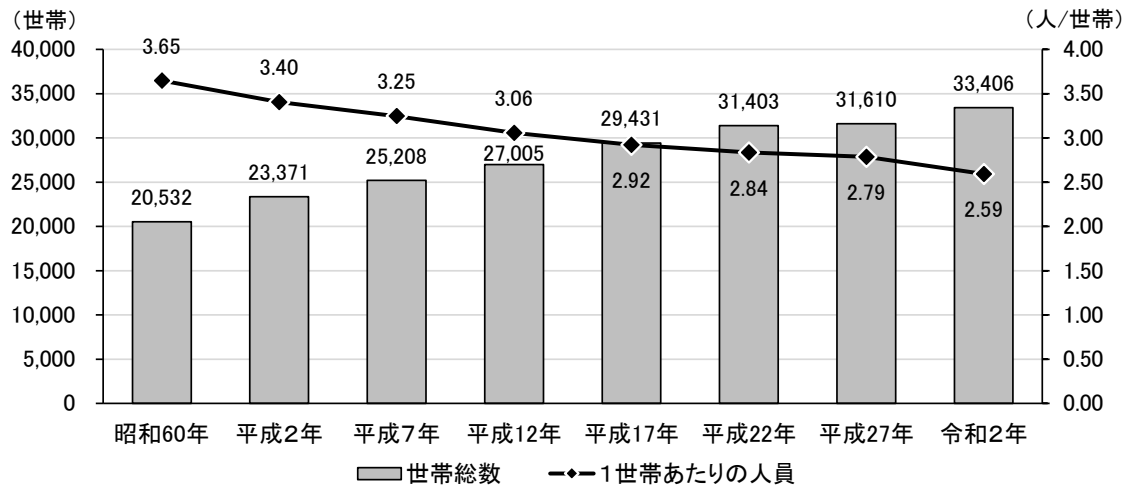
資料: 主要施策報告書 各年度3月31日現在

(3) 世帯構造

国勢調査にみる、本市の総世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人員は減少しており、平成17年以降は3人を下回っています。

令和2年では、世帯数33,406世帯、1世帯当たりの人員2.59人となっています。

〈総世帯数と1世帯当たりの人員〉

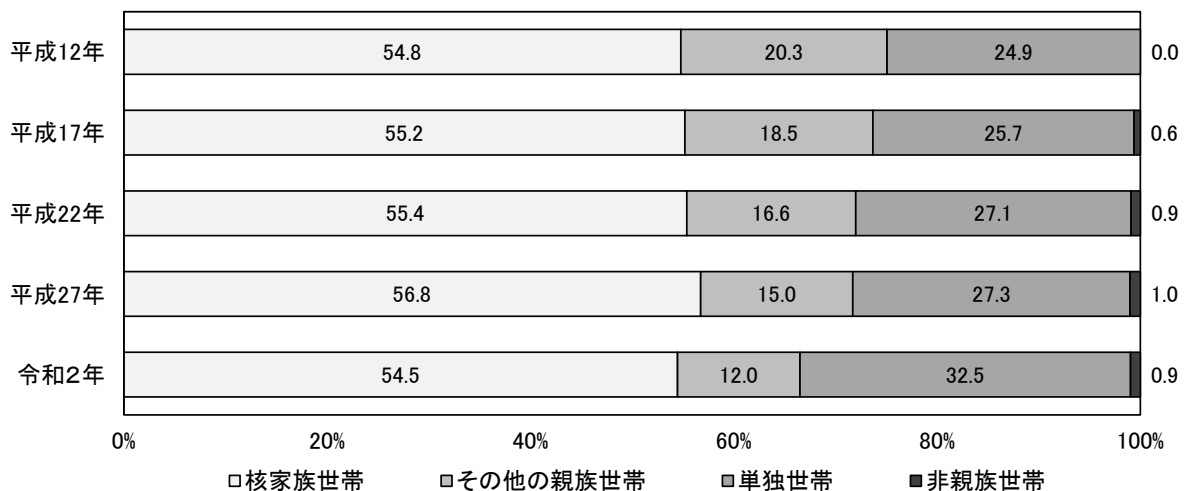


資料：国勢調査

世帯構成比率をみると、平成27年までは核家族世帯と単独世帯、非親族世帯の割合が増加し、その他の親族世帯の割合が減少しています。

平成27年から令和2年にかけては、単独世帯が5.2ポイント増加し、その他の世帯構成比は減少しています。

〈世帯構成比率〉



資料：国勢調査

2 産業と就労状況

(1) 就業人口

国勢調査にみる本市全体の就業人口は減少していますが、その中でも男女ともに15～19歳や45～59歳、65歳以上の就業人口は増加しており、とりわけ45～49歳の女性の就業人口の増加と65歳以上の就業人口の増加が顕著となっています。

女性の就業人口は、上記の年齢以外は減少しており、中でも30～44歳の就業人口の減少は顕著となっています。

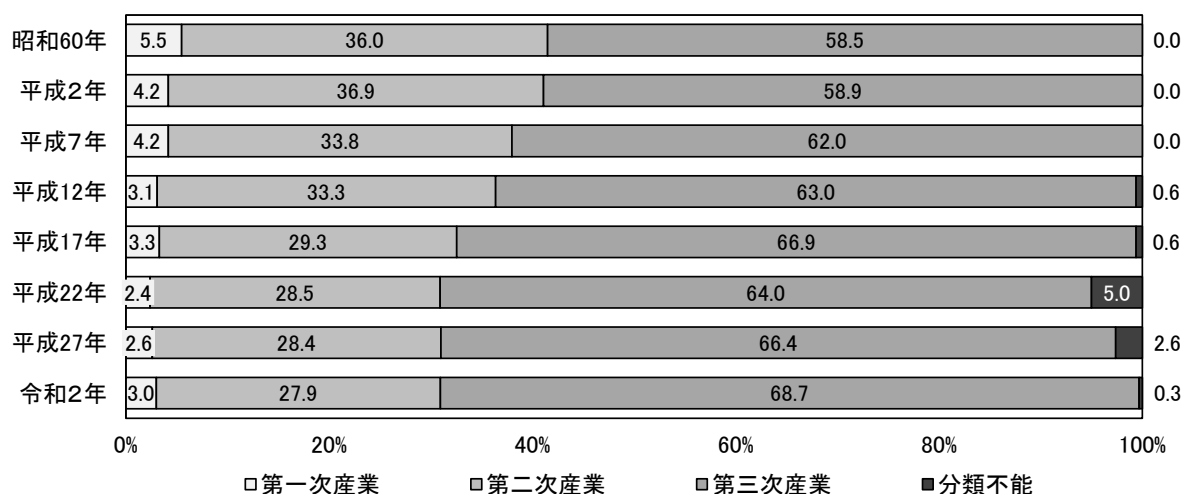
〈年齢階層別就業状況〉

	平成 27 年			令和2年		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
総数	47,921	28,558	19,363	45,268	26,442	18,826
15～19 歳	734	484	250	805	523	282
20～24 歳	3,182	2,054	1,128	3,204	2,089	1,115
25～29 歳	4,179	2,664	1,515	3,502	2,138	1,364
30～34 歳	4,797	3,007	1,790	3,677	2,288	1,389
35～39 歳	5,488	3,343	2,145	4,292	2,542	1,750
40～44 歳	6,264	3,575	2,689	4,945	2,830	2,115
45～49 歳	5,383	3,116	2,267	5,808	3,215	2,593
50～54 歳	4,613	2,620	1,993	4,929	2,797	2,132
55～59 歳	4,054	2,297	1,757	4,168	2,332	1,836
60～64 歳	4,014	2,327	1,687	3,483	1,971	1,512
65 歳以上	5,213	3,071	2,142	6,455	3,717	2,738

資料：国勢調査

本市の産業別就業人口比率の推移をみると、第三次産業の割合が増加しており、平成17年以降は約3分の2を占めています。

〈産業別就業人口比率〉



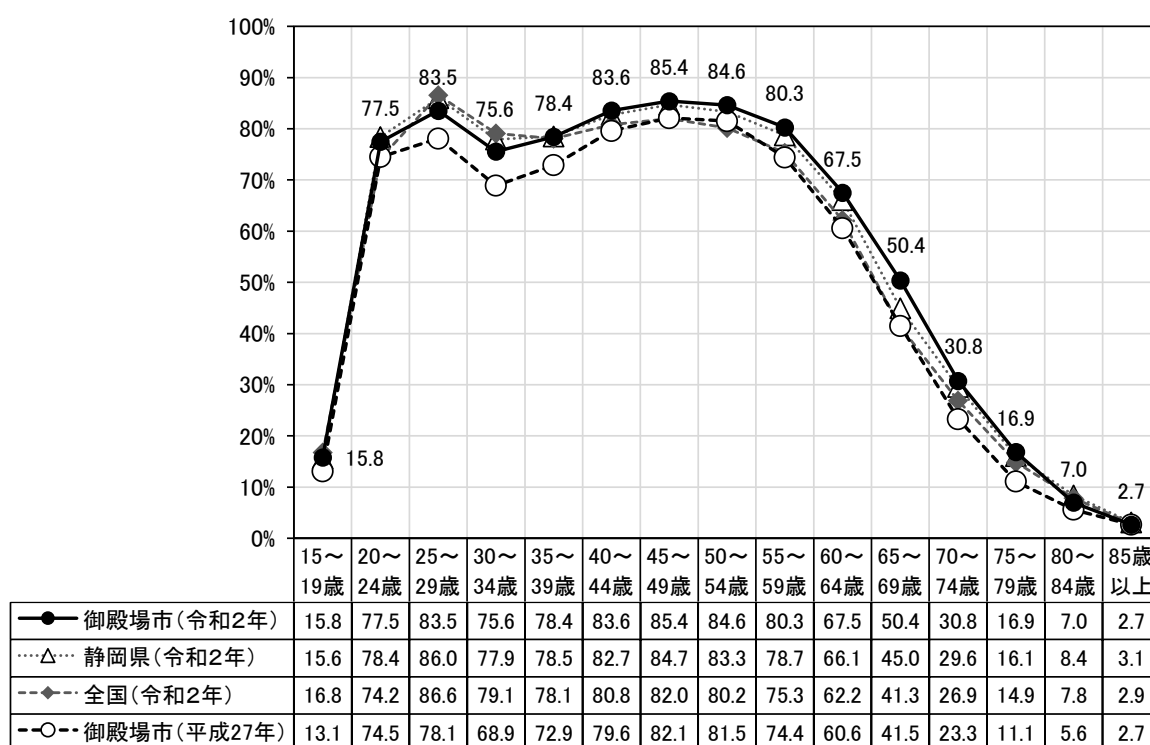
資料：国勢調査

令和2年の国勢調査における女性の労働力率をみると、結婚、出産、育児のため一度就業を退き（30～39歳）、子育てが一段落したところに再び就業する（40歳以降）という、いわゆる「M字曲線」は見られますがなだらかに改善されつつあります。

全国や静岡県と比較すると、40～79歳までの労働力率は本市が上回っており、女性の就業が進んでいるといえます。

M字曲線の谷部分について、平成27年には13.2ポイントの差があったものの、令和2年には9.8ポイントに低下しており、結婚、出産、育児の中でも就業を継続する女性も増えてきているといえます。

〈女性の年齢別労働力率〉



資料：国勢調査

3 子育て支援に関する状況

(1) 教育・保育施設

本市の保育所は、令和6年度5月時点で公立保育所は8か所、私立保育所は5か所あり、入所率は公立で67.1%、私立で91.4%となっています。公立の入所率が減少傾向を示しているのに対し、私立の入所率は令和4年度以降横ばいで推移しています。

認定こども園は、令和6年度5月時点で公立の認定こども園は1か所、私立の認定こども園は6か所あり、入所率は公立で77.3%、私立で88.9%となっています。

新制度移行施設の幼稚園は、令和6年度5月時点で公立幼稚園は6か所、私立幼稚園は1か所あります。在園率は公立、私立ともに減少傾向を示しており、令和6年度5月時点ではそれぞれ26.2%、58.1%となっています。なお、私学助成の私立幼稚園は令和6年度5月時点で1か所、在園率は69.3%と減少傾向となっています。

〈保育所の利用児童数及び入所率（市外からの受託入所を含み市外への委託入所を含まない）〉

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	保育所数(か所)	8	8	8	8	8
	利用定員数(人)	848	848	848	848	848
	入所児童数(人)	734	710	698	656	569
	入所率(%)	86.6	83.7	82.3	77.4	67.1
私立	保育所数(か所)	8	8	7	7	5
	利用定員数(人)	860	850	700	680	478
	入所児童数(人)	867	835	638	615	437
	入所率(%)	100.8	98.2	91.1	90.4	91.4

〈認定こども園の利用児童数及び入所率（市外からの受託入所を含み市外への委託入所を含まない）〉

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	認定こども園数(か所)	1	1	1	1	1
	利用定員数 [※] (人)	110	110	110	110	110
	入所児童数 [※] (人)	87	81	77	83	85
	入所率(%)	79.1	73.6	70.0	75.5	77.3
私立	認定こども園(か所)	1	1	3	4	6
	利用定員数 [※] (人)	332	352	604	694	922
	入所児童数 [※] (人)	333	347	528	613	820
	入所率(%)	100.3	98.6	87.4	88.3	88.9

※1号認定から3号認定までの合計

〈幼稚園の利用児童数及び在園率〉

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新制度移行施設	公立	幼稚園数(か所)	7	7	6	6
		利用定員数(人)	1275	1275	1275	1275
		在園児童数(人)	570	536	402	334
		在園率(%)	44.7	42.0	31.5	26.2
	私立	幼稚園数(か所)	0	1	1	1
		利用定員数(人)	0	125	105	105
		在園児童数(人)	0	99	74	61
		在園率(%)	—	79.2	70.5	58.1
私学助成	私立	幼稚園数(か所)	2	1	1	1
		定員数(人)	380	300	300	300
		在園児童数(人)	366	236	212	208
		在園率(%)	96.3	78.7	70.7	69.3

資料: 保育幼稚園課 各年度5月1日現在

(2) 地域型保育事業

本市の地域型保育事業は、小規模保育事業が行われています。

令和6年度5月時点で、小規模保育事業所は6か所あり、入所率は101.8%となっています。

〈地域型保育事業所の利用児童数及び入所率(市外からの受託入所を含み市外への委託入所を含まない)〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模保育事業(か所)	3	3	5	6	6
利用定員数(人)	56	56	95	114	114
入所児童数(人)	46	53	82	99	116
入所率(%)	82.1	94.6	86.3	86.8	101.8
事業所内保育事業(か所)	1	1	1	—	—
利用定員数(人)	11	11	11	—	—
従業員枠	4	4	4	—	—
地域枠	4	4	4	—	—
入所児童数(人)	6	5	5	—	—
従業員枠	4	4	5	—	—
地域枠	4	4	5	—	—
入所率(%)	66.7	60.0	66.7	—	—

資料:保育幼稚園課 各年度5月1日現在

(3) その他の保育サービス

その他の保育サービスとして、ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターについてみると、委託会員は横ばい、受託会員は増加傾向、委受託会員は減少傾向で推移しています。

利用件数は令和2年度から令和3年度にかけて大きく減少し、その後は横ばいで推移しています。

〈ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターの状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託会員(依頼会員)(人)	633	652	620	632	642
受託会員(提供会員)(人)	236	222	225	274	271
委受託会員(両方会員)(人)	104	100	106	67	71
利用件数(件)	5,925	5,014	3,558	3,747	3,786

資料:主要施策報告 各年度5月1日現在

(4) 小学校

小学校数は、令和6年度5月時点で11校(分校含む)となっています。児童数は、年度・学年による増減はありますが、全体として合計人数は減少しています。

〈小学校数・小学校児童数〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数(校)(分校含む)	11	11	11	11	11
1年生(人)	778	723	722	647	656
2年生(人)	766	762	720	709	640
3年生(人)	790	754	734	705	699
4年生(人)	807	779	728	730	694
5年生(人)	839	794	768	715	727
6年生(人)	866	829	778	754	712
合計	4,846	4,641	4,450	4,260	4,128

資料:学校教育課 各年度5月1日現在

(5) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室

放課後児童クラブのクラブ数は、公設児童クラブが減少、民間児童クラブが増加しており、令和6年度5月時点で、それぞれ17か所、15か所となっています。

定員数もクラブ数と同様の傾向にあり、令和6年度5月時点で、公設児童クラブは定員698人（令和2年度比0.9倍）、民間児童クラブは定員724人（令和2年度比1.6倍）となっています。

〈放課後児童クラブの在籍児童数及び利用率〉

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公設	児童クラブ数(か所)	20	19	19	17	17
	定員数(人)	780	746	746	698	698
	在籍児童低学年(人)	663	627	603	591	586
	在籍児童高学年(人)	66	56	54	52	74
	在籍児童合計(人)	729	683	657	643	660
	利用率(%)	93.5	91.6	88.1	92.1	94.6
民間	児童クラブ数(か所)	9	12	14	15	15
	定員数(人)	462	472	655	706	724
	在籍児童低学年(人)	269	317	404	403	408
	在籍児童高学年(人)	73	115	151	176	193
	在籍児童合計(人)	342	432	555	579	601
	利用率(%)	74.0	91.5	84.7	82.0	83.0

資料：子育て支援課 各年度5月1日現在

公設の放課後子ども教室は、令和6年度5月時点で、市内10校区中8校区で開校しています。半数が放課後児童クラブと一体型の教室となっています。その他、民間ボランティアにより、児童の放課後の居場所を提供している校区もあります。

〈放課後子ども教室数〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども教室開校数(校区)	8	8	8	8	8
放課後児童クラブと一体型の教室数(か所)	3	3	3	4	4

資料：社会教育課 各年度5月1日現在

(6) 母子保健事業等

母子手帳の交付件数は、増減はあるものの減少傾向となっており、令和5年度は508件となっています。プレママ学級（妊婦教室）の参加者数は増加傾向となっており、令和5年度は延べ138人となっています。

乳幼児健康診査・相談事業に関して、健診の受診率は、令和元年度の2歳児健康相談を除くと、いずれの健診も概ね高い値となっています。

〈母子手帳の交付件数〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳の交付(件)	650	599	610	562	508

資料：主要施策報告 各年度3月31日現在

〈プレママ学級（妊婦教室）の参加者数〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(延)(人)	97	105	119	147	138

資料：主要施策報告 各年度3月31日現在

〈乳幼児健康診査・相談事業の状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
6か月児健康診査					
受診者(人)	648	627	565	584	515
受診率(%)	99.7	99.4	95.0	97.9	96.8
1歳6か月児健康診査					
受診者(人)	653	716	613	571	575
受診率(%)	97.3	97.1	98.5	98.1	97.4
2歳児健康相談					
受診者(人)	388	516	289	518	537
受診率(%)	54.7	74.1	80.1	88.4	89.4
2歳6か月児健康相談					
受診者(人)	—	—	225	432	441
受診率(%)	—	—	83.3	70.7	77.0
3歳児健康診査					
受診者(人)	712	743	396	644	595
受診率(%)	98.0	98.1	98.3	97.7	98.8
乳幼児健康相談					
実施回数(回)	11	11	12	12	11
相談者数(延)(人)	768	183	396	366	392

資料:主要施策報告 各年度3月31日現在

〈育児支援事業の状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ハローベビー学級(両親学級)					
実施回数(回)	5	7	6	6	6
参加者数(人)	126	158	108	174	149
4か月ベビー教室(令和4年度まで赤ちゃんセミナー・離乳食講習会)					
実施回数(回)	23	19	12	12	12
参加者数(人)	334	184	185	174	188
幼児事後指導					
実施回数(回)	11	7	5	6	12
参加者数(実)(人)	30	28	7	15	17
1歳からの離乳食教室					
実施回数(回)	10	中止	中止	中止	3
参加者数(人)	58	中止	中止	中止	16
離乳食相談					
実施回数(回)	—	10	7	11	12
参加者数(実)(人)	—	37	37	93	103

資料:主要施策報告 各年度3月31日現在

〈訪問指導の状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新生児訪問(件)	591	599	571	538	505
未熟児訪問(件)	22	14	26	11	14
乳幼児訪問(件)	65	86	120	130	120

資料:主要施策報告 各年度3月31日現在

〈食育推進事業の状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
おやこ食育教室					
実施回数(回)	1	中止	中止	中止	1
参加者数(人)	親子 10 子 12	中止	中止	中止	親子 8 子 10

資料:主要施策報告 各年度3月31日現在

(7) その他

家庭児童相談の合計件数は、令和元年度から令和2年度にかけて約700件増加し、その後は約2,300件前後で推移しており、令和5年度は2,339件となっています。

〈家庭児童相談 相談件数の推移〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性格・生活習慣等(件)	31	78	48	179	112
知能・言語(件)	9	11	5	1	3
学校生活(件)	111	158	149	119	139
非行(件)	15	12	9	4	21
虐待(件)	682	773	969	1,118	1,042
家族関係(件)	57	106	103	46	56
環境福祉(件)	692	1,106	1,027	635	869
心身障害(件)	88	124	114	33	32
その他(件)	22	27	23	75	65
合計(件)	1,707	2,395	2,447	2,210	2,339

資料：主要施策報告 各年度3月31日現在

〈発達相談センターの相談件数の推移〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数(件)	1,662	1,164	1,673	1,670	1,545

資料：主要施策報告 各年度3月31日現在

〈民生委員児童委員の状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員児童委員による相談件数(件)	168	89	119	103	127
民生委員児童委員数(主任児童委員を含む)(人)	153	152	152	155	155
男性委員数(人)	64	65	64	61	61
女性委員数(人)	89	87	88	94	94

資料：社会福祉課 各年度3月31日現在

〈地域活動の実施状況〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボーイスカウト					
団体数(団体)	5	4	4	4	4
人数(人)	111	91	86	79	76
ガールスカウト					
団体数(団体)	2	2	2	2	2
人数(人)	90	86	84	82	79
スポーツ少年団					
団体数(団体)	20	19	20	18	16
人数(人)	421	358	368	355	297
子育てサロン					
団体数(団体)	30	30	30	31	31

資料：社会教育課、市民スポーツ課、子育て支援課(子ども家庭センター) 各年度4月1日現在
(スポーツ少年団は各年度8月31日現在、子育てサロンは各年度1月1日現在)

4 御殿場市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果からみる教育・保育事業等に対するニーズ

(1) 調査の概要

①目的

第三期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画で確保を図るべき教育・保育その他の子育て支援について、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、小学生までの子どもの保護者を対象に調査を行いました。

②調査設計

	未就学児調査	就学児童
調査対象	市内に在住(令和5年 11 月 30 日現在)する就学前の子どもの保護者	市内に在住(令和5年 11 月 30 日現在)する小学校就学児童の保護者
標本数	1,300 人	1,000 人
回収数	756 件	625 件
回収率	58.2%	62.5%
調査方法	WEB 調査(調査依頼文を郵送配布し、WEB 上で回答)	
調査期間	令和6年2月 15 日(木)から3月 11 日(月)まで	

③調査回答者の子どもの年齢・学年

項目		合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
未就学児童	対象者数(人)	1,300	184	212	221	219	220	244
	回答者数(人)	756	116	112	127	128	121	147
	構成比(%)	100.0	15.3	14.8	16.8	16.9	16.0	19.4
	回収率(%)	58.2	63.0	52.8	57.5	58.4	55.0	60.2
項目		合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
就学児童	対象者数(人)	1,000	157	164	168	164	170	177
	回答者数(人)	625	107	97	107	102	96	116
	構成比(%)	100.0	17.1	15.5	17.1	16.3	15.4	18.6
	回収率(%)	62.5	68.2	59.1	63.7	62.2	56.5	65.5

※未就学児童は、回答者数 756 人のうち、5人が不備回答

④調査結果の見方

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。

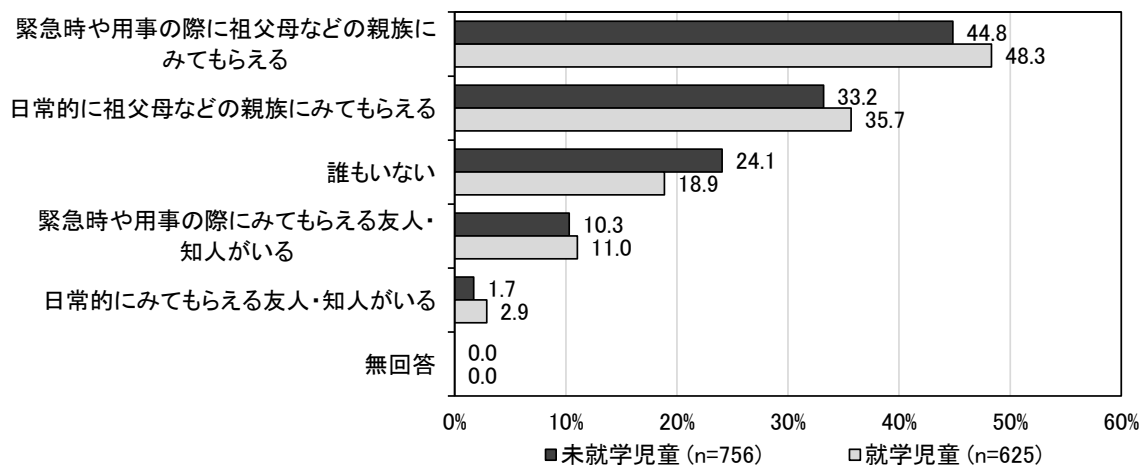
(2) 調査結果の概要

①日ごろ、子どもをみてもらえる人について

未就学児童、就学児童ともに「緊急時や用事の際に祖父母などの親族にみてもらえる」が最も多く（未就学児童：44.8%、就学児童：48.3%）、次いで、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」となっています（未就学児童：33.2%、就学児童：35.7%）。

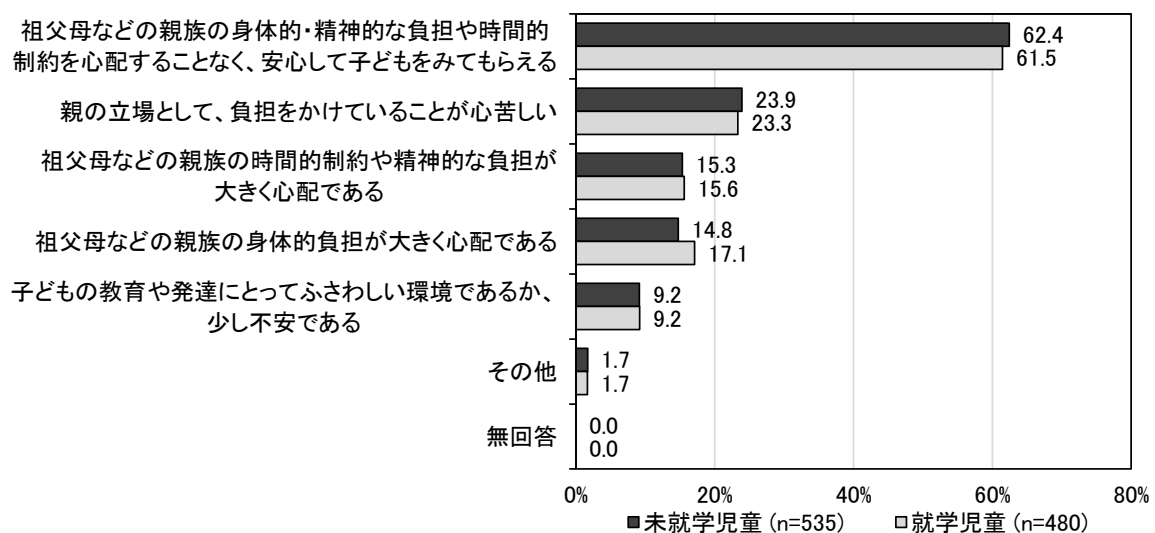
未就学児童、就学児童ともに、「誰もいない」が2割前後となっています（未就学児童：24.1%、就学児童：18.9%）。

<日ごろ、子どもをみてもらえる人>



祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況について、未就学児童、就学児童ともに「祖父母などの親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多くなっています（未就学児童：62.4%、就学児童：61.5%）。

<祖父母などの親族に子どもをみてもらっている状況>

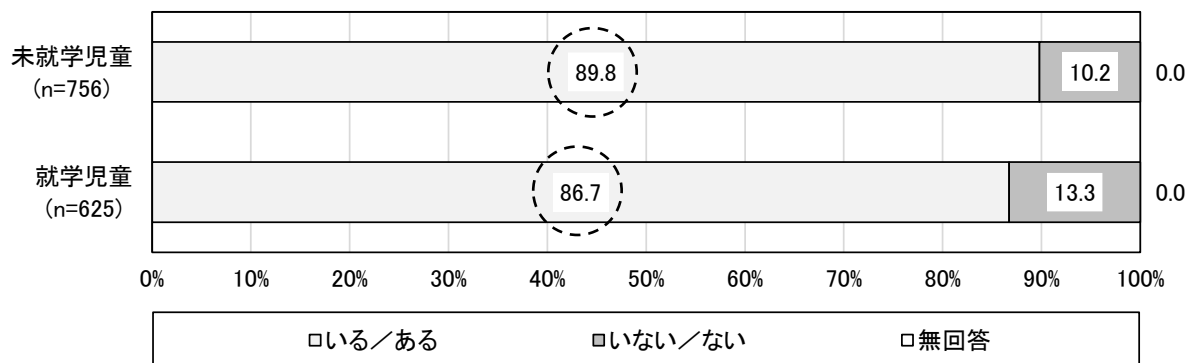


②子育てについて相談できる人（場所）について

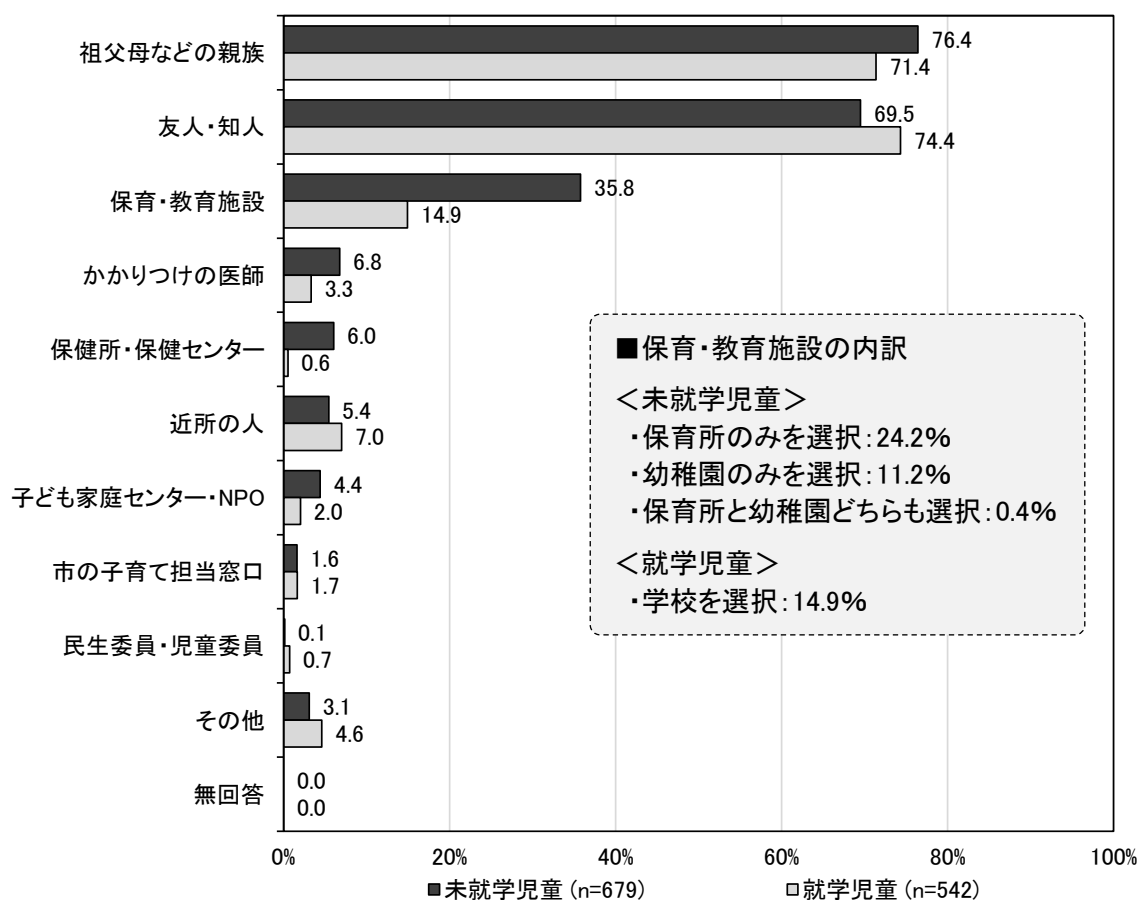
未就学児童、就学児童ともに「いる／ある」は8割以上（未就学児童：89.8%、就学児童：86.7%）を占めています。

「いる／ある」と答えた人の相談先は、「祖父母などの親族」「友人・知人」が多く、次いで「保育所」や「幼稚園」「学校」などの保育・教育施設となっており、公的機関と答えた人は低い結果となっています。

<子育てについて気軽に相談できる人（場所）の有無>



<相談先>

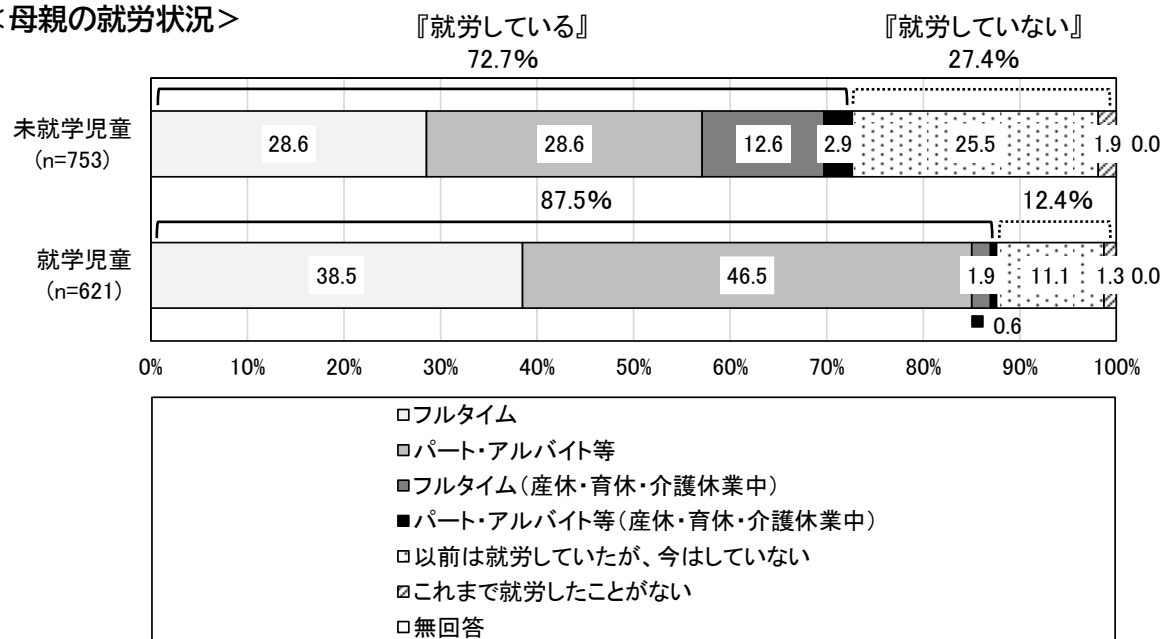


③母親の就労状況について

未就学児童では「フルタイム」「パート・アルバイト等」が、就学児童では「パート・アルバイト等」が最も高い割合を占めています。

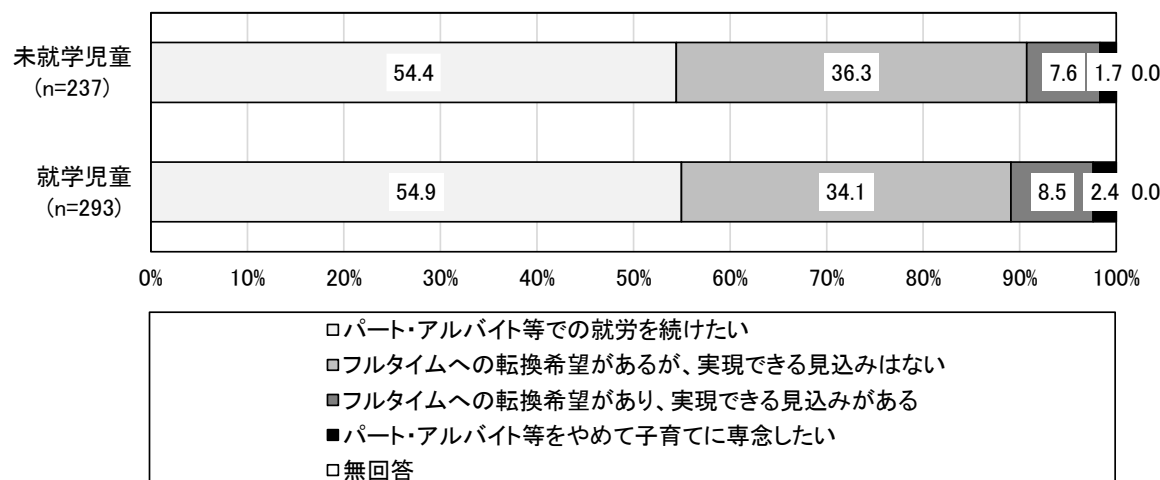
前回調査と比較して、産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している』割合は、未就学児童で66.7%→72.7%、就学児童で81.1%→87.5%と、いずれも増加しています。

<母親の就労状況>



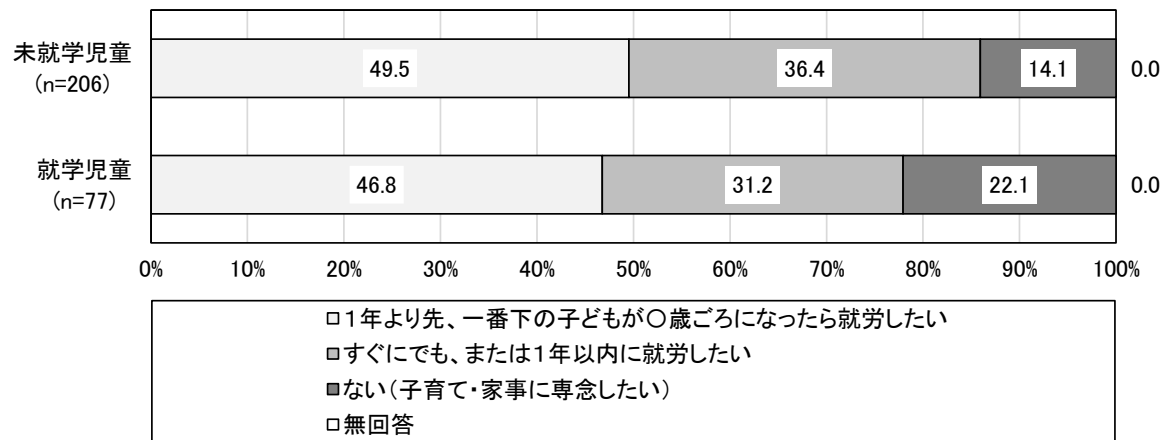
パート・アルバイト等で就労している人のフルタイム就労への転換希望について、未就学児童、就学児童ともに4割以上であり、就学児童に比べると未就学児童がやや上回っています。

<フルタイム就労への転換希望（パート・アルバイト就労者）>



就労していない母親の今後の就労希望は、未就学児童で合計85.9%、就学児童で合計78.0%を占め、未就学児童の就労希望者が就学児童より高い割合となっています。

<今後の就労希望（未就労者）>



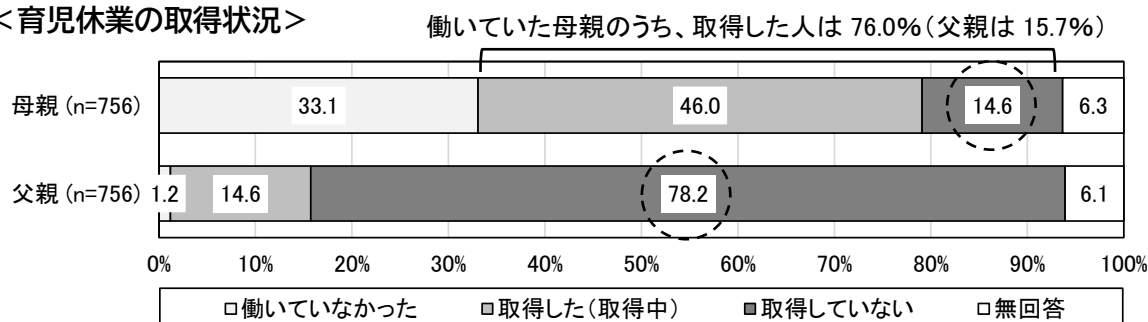
④育児休業の取得状況

育児休業を取得した人は、母親では4割以上（46.0％）であるのに対し、父親では2割未満（14.6％）となっていますが、前回調査と比較すると、母親、父親ともに増加しています（母親：34.4％→46.0％、父親：3.2％→14.6％）。

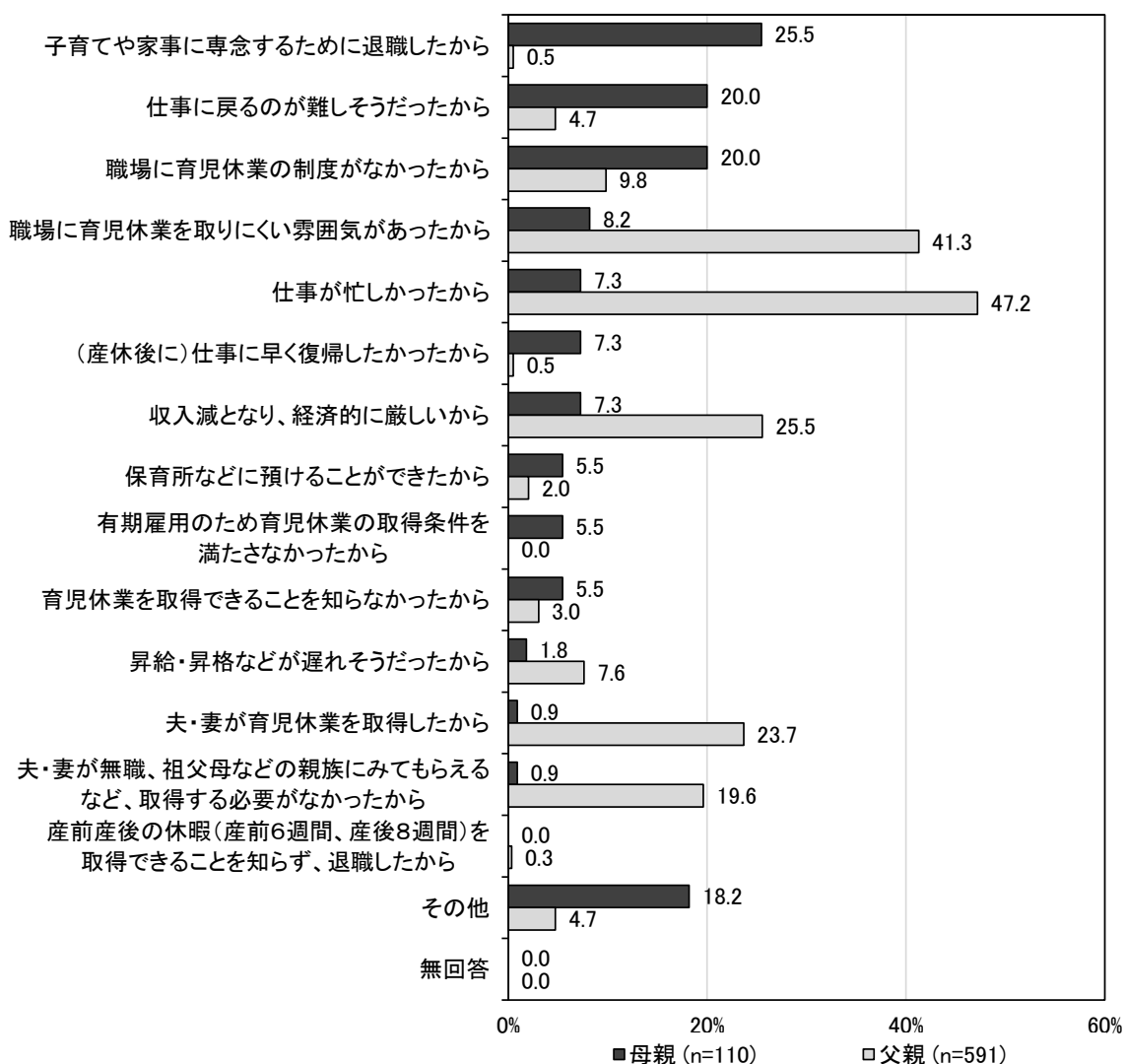
取得していない人の理由をみると、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」が2割以上（25.5％）で最も多く、父親は「仕事が忙しかった」（47.2％）や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」（41.3％）が4割以上を占めています。

母親が育児休業を取得しない理由で「職場に育児休業の制度がなかった」と回答した人は、前回調査と比較すると減少しています（30.8％→20.0％）。

<育児休業の取得状況>



<育児休業を取得していない理由>

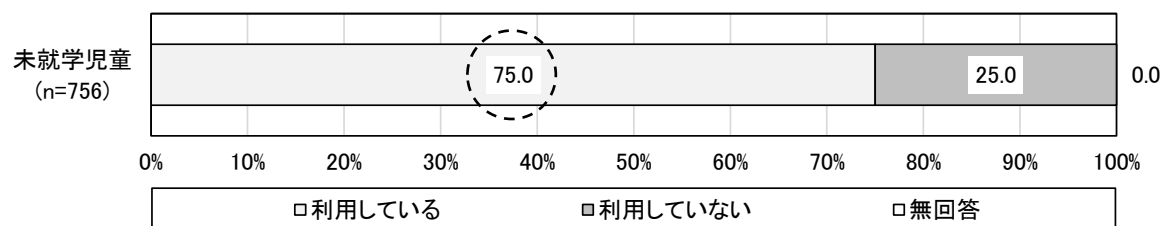


⑤平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況

子どもの平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況について、「利用している」が7割以上を占めています（75.0%（前回調査比－4.0%））。

利用している事業は、「幼稚園」と「保育所」が前回調査よりも減少しており（幼稚園：31.5%→27.9%、保育所：55.5%→45.9%）、「認定こども園」は前回調査よりも増加しています（11.0%→24.7%）。

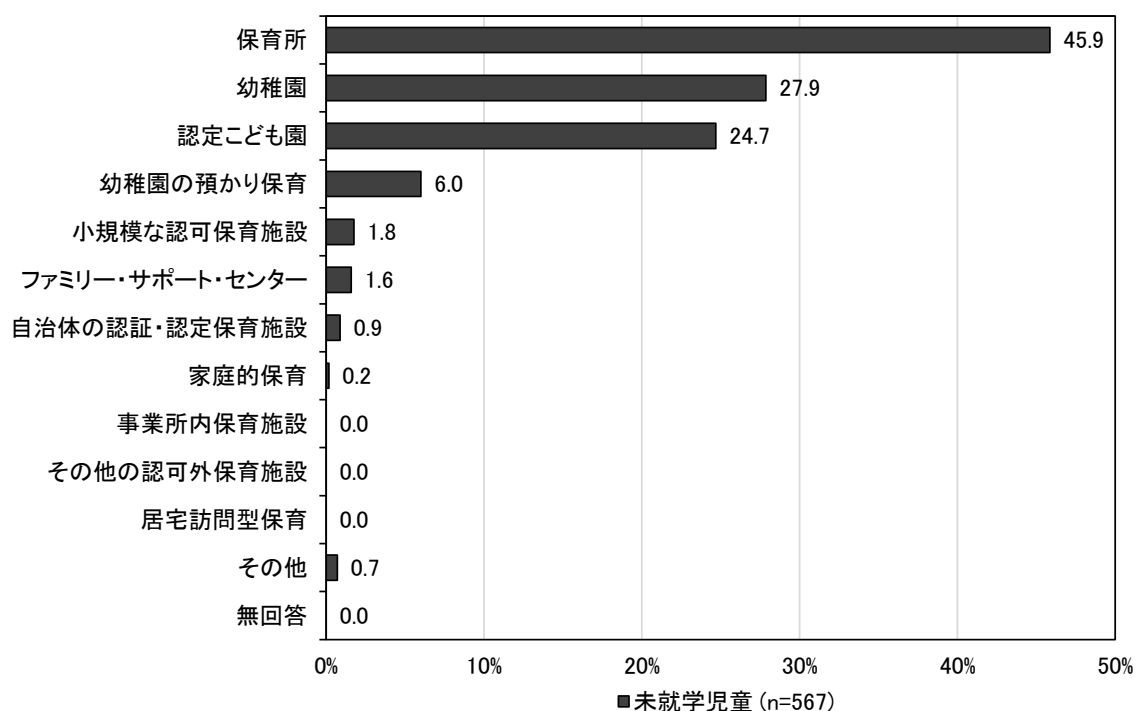
<平日の定期的な教育・保育の事業の利用の有無>



※「定期的な教育・保育の事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す

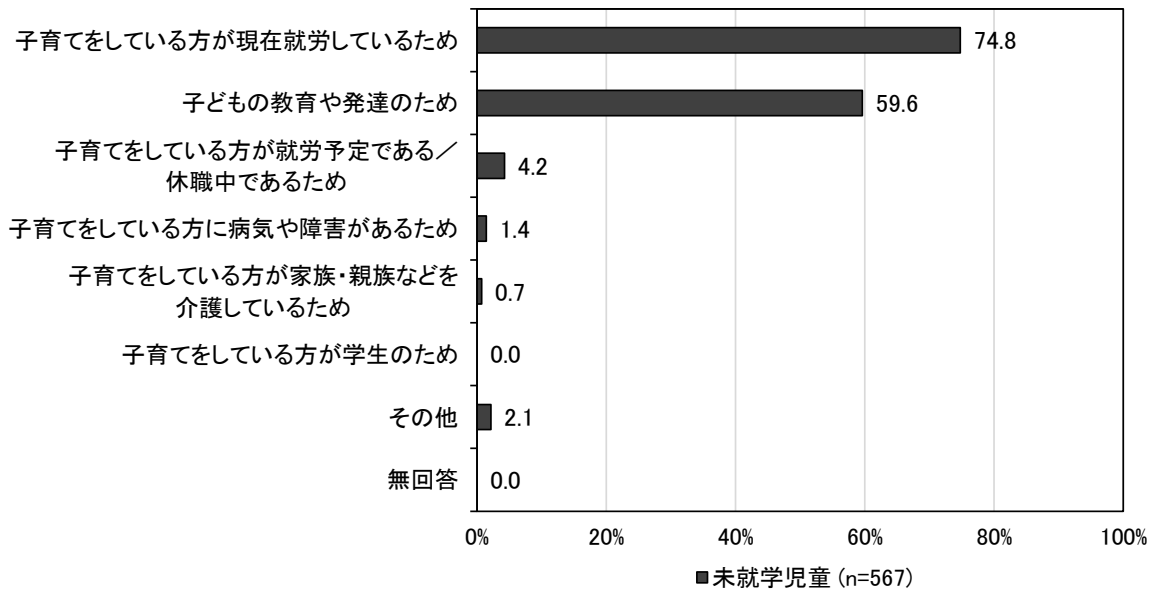


<利用している教育・保育の事業>



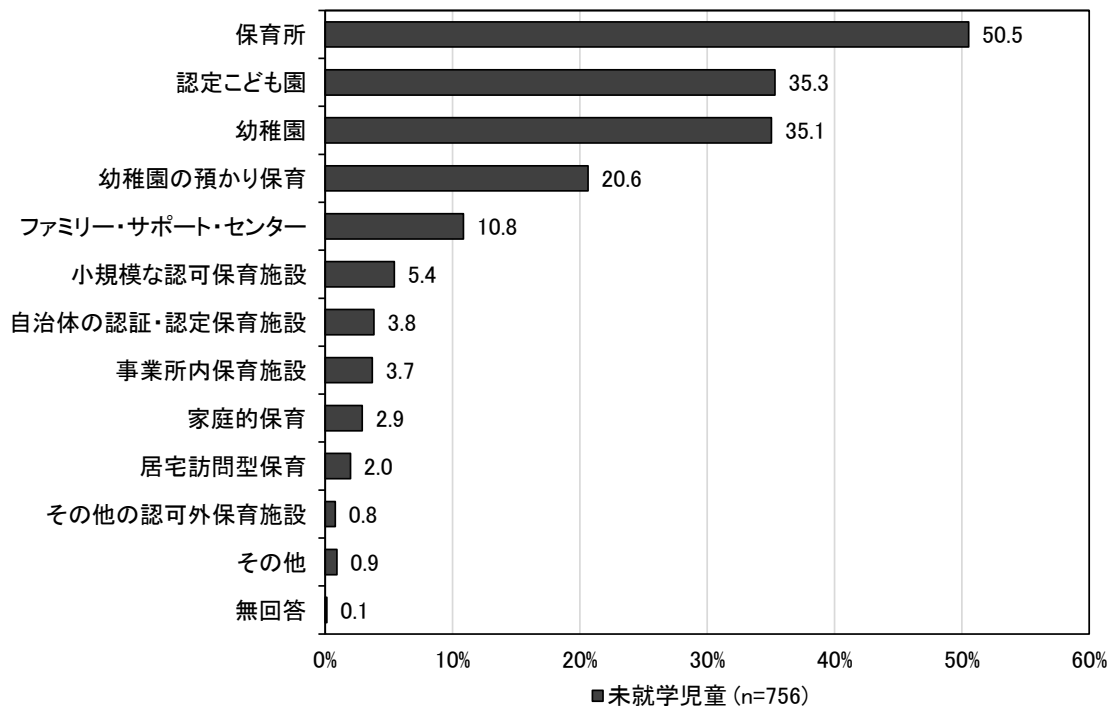
利用している理由について、「子育てをしている方が現在就労しているため」が7割以上を占めています（74.8%（前回調査比+7.5%））。

<定期的な教育・保育の事業を利用している理由>



平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向について、前回調査と比較すると、「幼稚園」と「保育所」が減少し（幼稚園：42.6%→35.1%、保育所：59.6%→50.5%）、「認定こども園」の利用希望が増加しています（25.8%→35.3%）。

<平日の教育・保育事業として「定期的」に利用したいと考える事業>



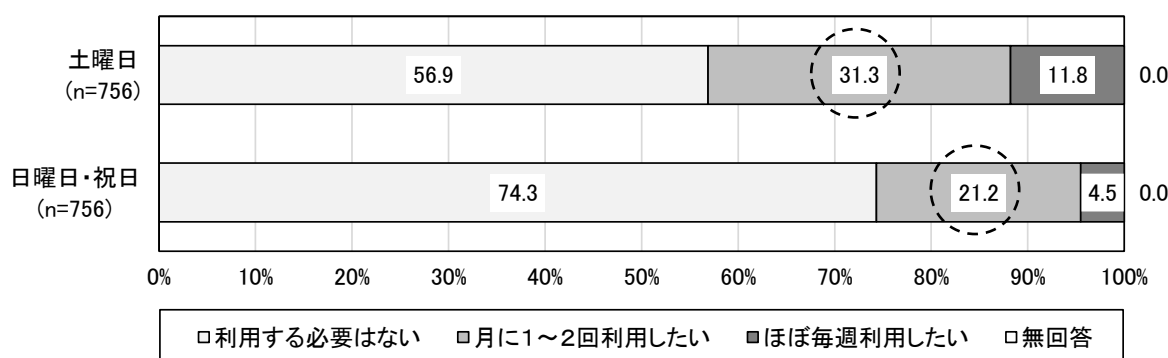
⑥土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用について

土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用意向について、「利用する必要はない」が最も多く（土曜日：56.9%、日曜日・祝日：74.3%）、前回調査とは大きな差異はありません（前回調査比：土曜日+2.2%、日曜日・祝日+1.8%）。

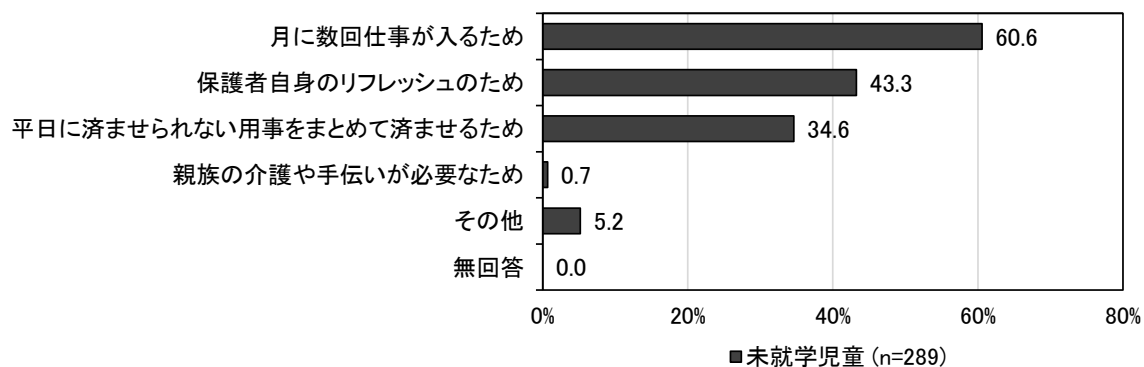
利用意向のある人のうち、月に1～2回利用したい人は土曜日で約3割（31.3%）、日曜日・祝日で約2割（21.2%）を占めています。

毎週ではなく月に1～2回は利用したい理由としては、「月に数回仕事が入るため」が約6割を占め（60.6%（前回調査比+8.2%））、就労形態に応じて教育・保育の事業への利用ニーズが変わることが分かります。

<土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向>



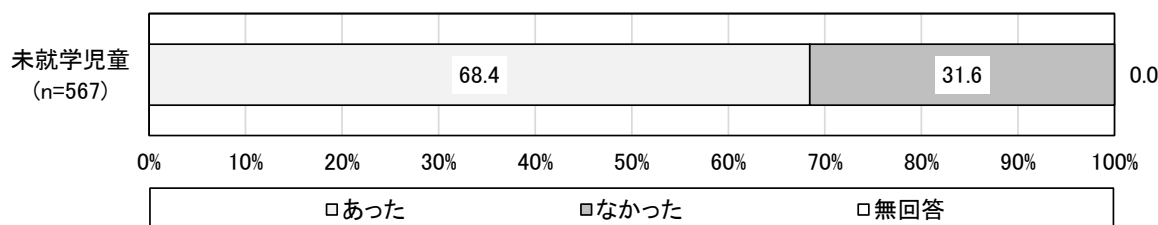
<土曜日や日曜日・祝日に、毎週ではなく月に1～2回の教育・保育事業の利用を希望する理由>



⑦病児・病後児保育について

平日の定期的な教育・保育事業を利用している人で、過去1年間に子どもが病気やケガで利用できなかったことについては、「あった」が6割以上を占めています(68.4%)。

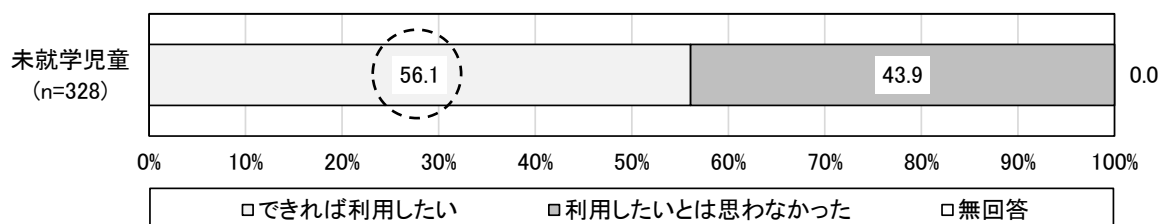
<病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった場合の有無>



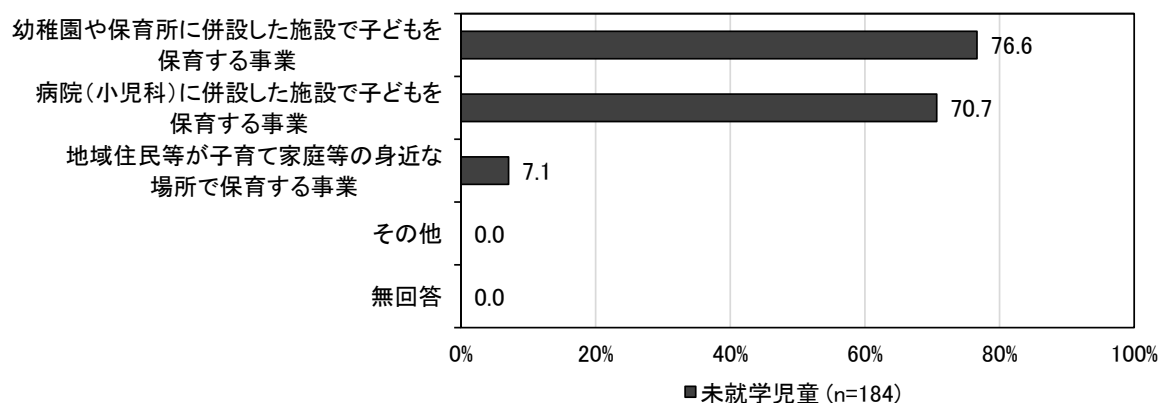
病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「できれば利用したい」が「利用したいとは思わなかった」を上回る結果となっています。

利用意向のある人が利用したい事業形態は、「幼稚園や保育所に併設した施設で子どもを保育する事業」「病院（小児科）に併設した施設で子どもを保育する事業」がそれぞれ7割以上を占めています。

<病児・病後児保育施設等の利用希望の有無>



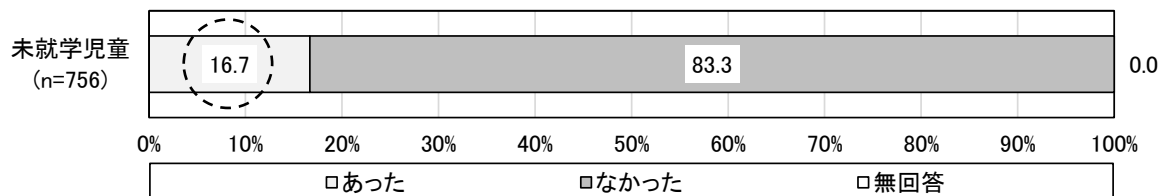
<病児・病後児保育事業で希望する事業形態>



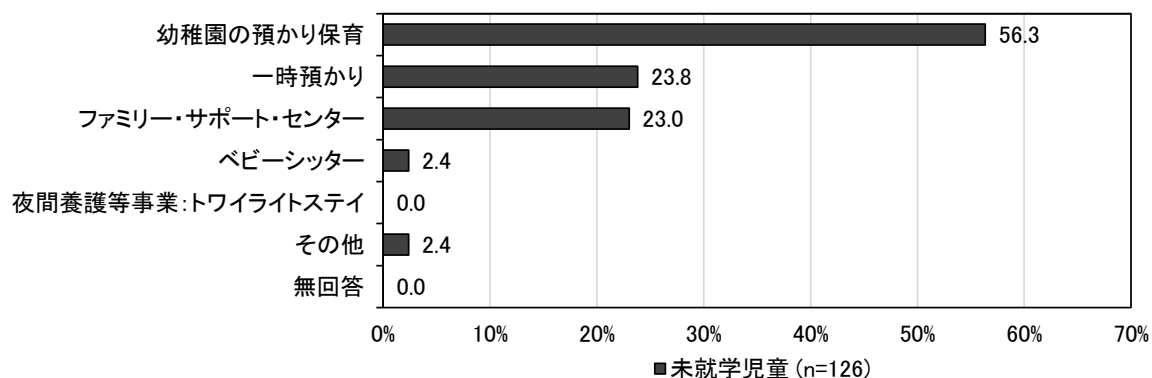
⑧不定期での教育・保育事業について

不定期での教育・保育事業の利用状況について、「なかった」が8割以上を占めており（83.3%）、利用している事業については、「幼稚園の預かり保育」が5割以上で最も多くなっています（56.3%）。

<利用状況>



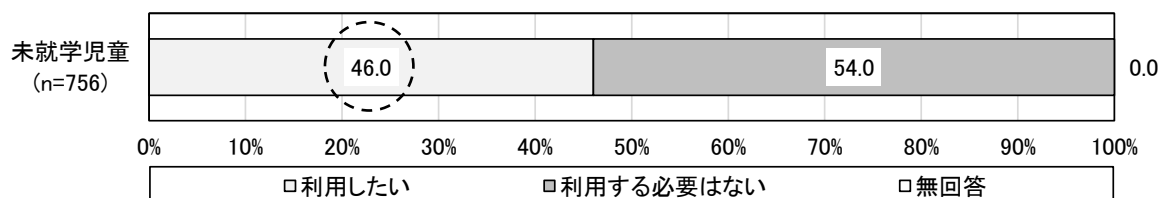
<利用事業>



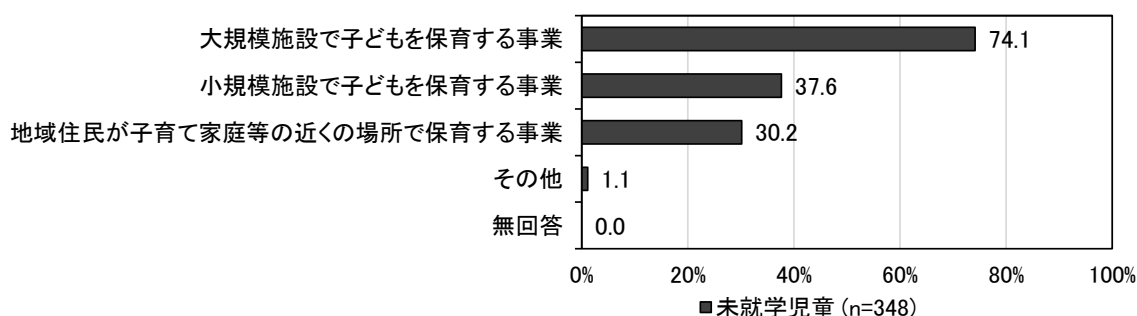
今後の利用意向については、「利用する必要はない」が「利用したい」を上回っているものの、利用意向のある人が4割以上（46.0%）を占めています。

希望する事業形態は、「大規模施設で子どもを保育する事業」が7割以上を占めています（74.1%）。

<不定期での教育・保育の利用意向>



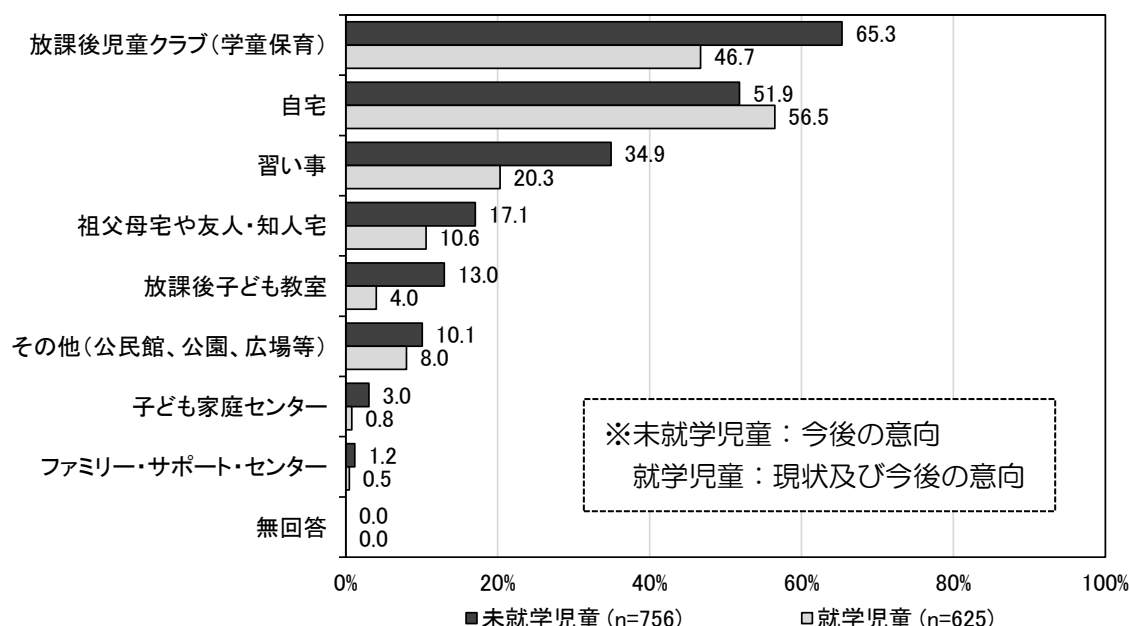
<子どもを預ける場合に希望する事業形態>



⑨放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況・利用意向について

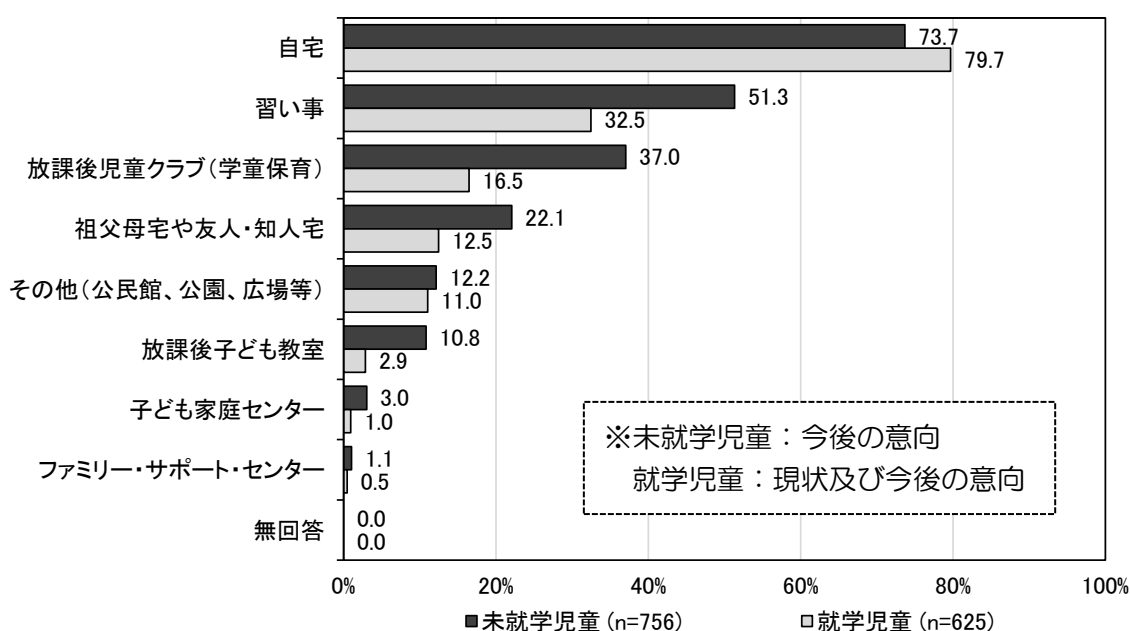
小学校低学年時の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は、前回調査と比較して増加しており、未就学児童では+10.0%（55.3%→65.3%）、就学児童では+7.0%（39.7%→46.7%）となっています。

<放課後の過ごし方（小学校低学年）>



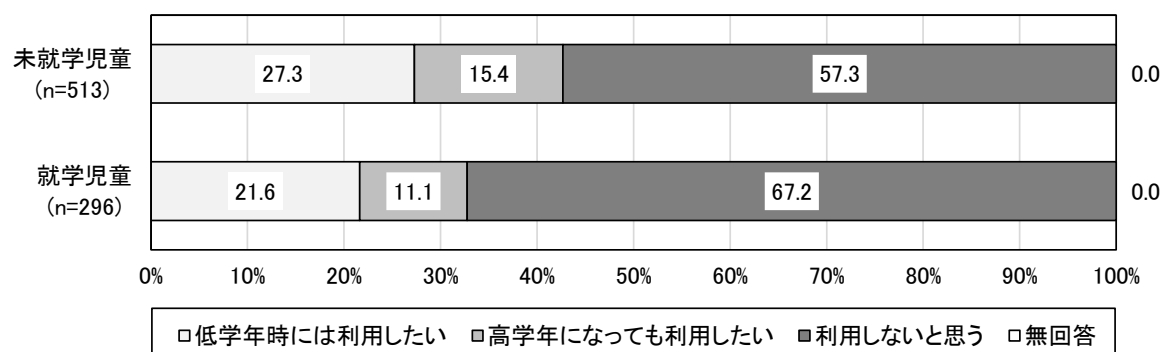
小学校高学年時の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は、前回調査と比較して増加しており、未就学児童では+4.1%（32.9%→37.0%）、就学児童では+9.6%（6.9%→16.5%）となっています。

<放課後の過ごし方（小学校高学年）>



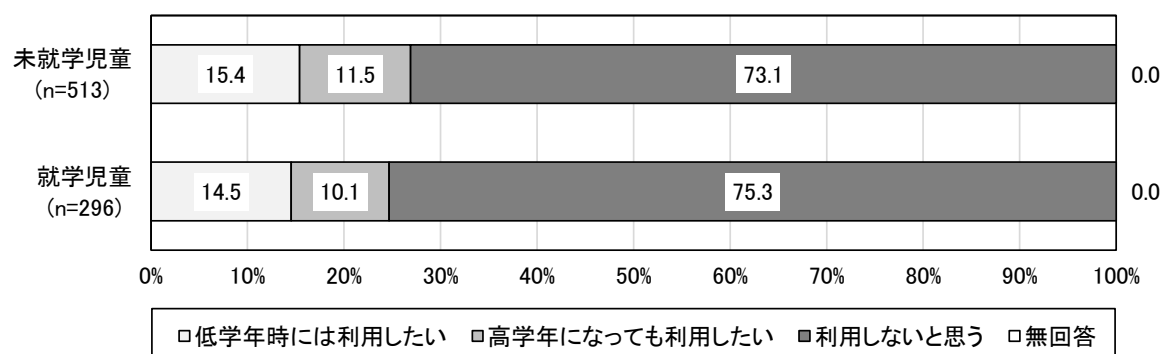
土曜日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向について、未就学児童、就学児童ともに「利用しないと思う」が半数以上を占めています（未就学児童：57.3%、就学児童：67.2%）。

<土曜日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向>



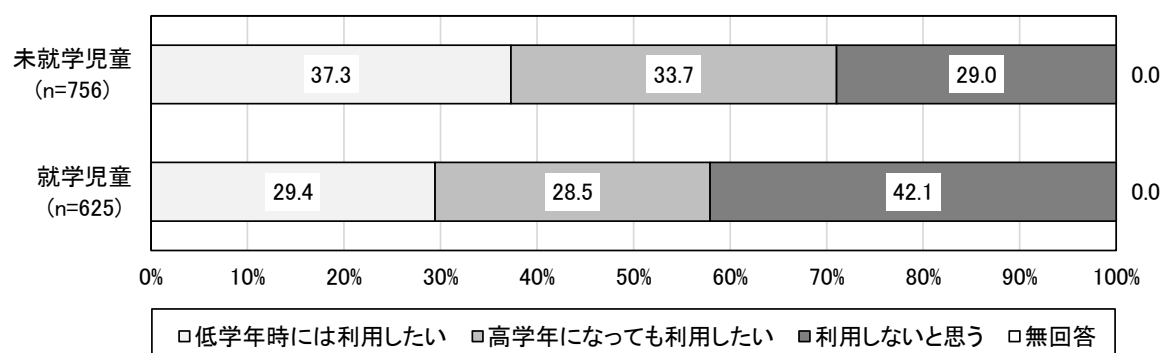
日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向について、未就学児童、就学児童ともに「利用しないと思う」が7割以上を占めています（未就学児童：73.1%、就学児童：75.3%）。

<日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向>



長期休暇期間中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向について、未就学児童では「低学年には利用したい」が最も多く（37.3%）、就学児童では「利用しないと思う」が最も多くなっています（42.1%）。

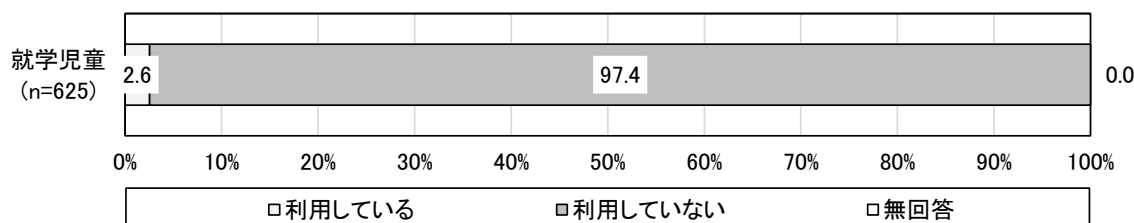
<長期休暇期間（夏休みや冬休み期間）中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向>



⑩ファミリー・サポート・センターについて

ファミリー・サポート・センターについて、「利用していない」が9割以上を占め（97.4%）、利用している人は2.6%（16人）となっています。

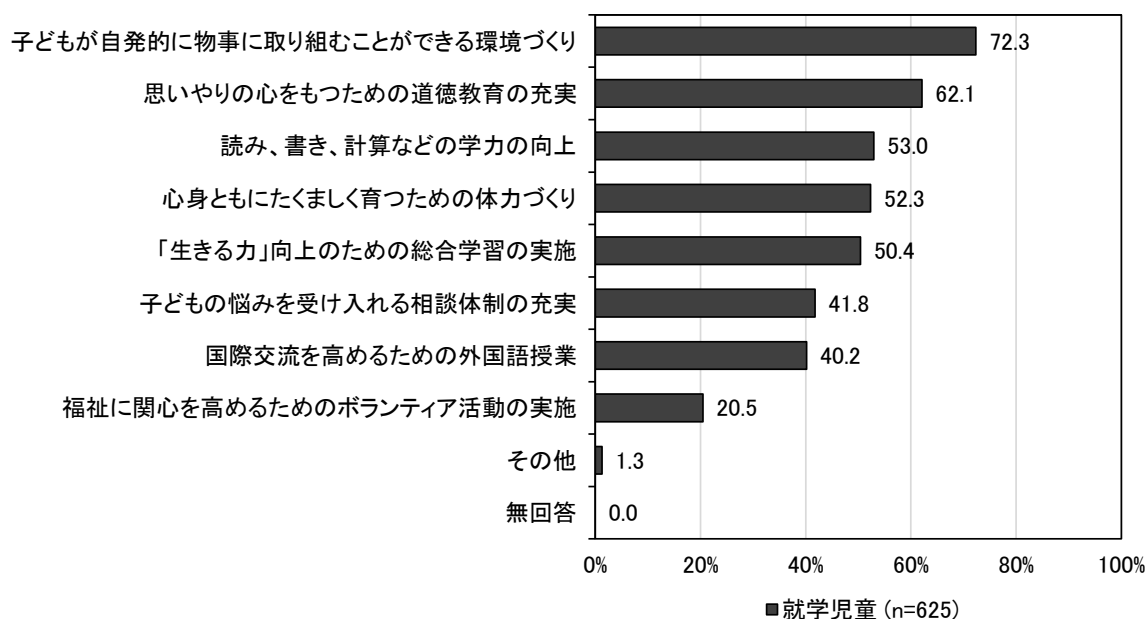
<ファミリー・サポート・センターの利用状況>



⑪学校教育について

学校教育において、子どもの健全な育成のために今後取り組むべきだと思うことについて、「子どもが自発的に物事に取り組むことができる環境づくり」が7割以上を占めており（72.3%）、次いで割合の多い順に「思いやりの心をもつための道徳教育の充実」「読み、書き、計算などの学力の向上」「心身ともにたくましく育つための体力づくり」「“生きる力”向上のための総合学習の実施」で、いずれも5割以上を占めています。

<学校教育で今後取り組むべきこと>



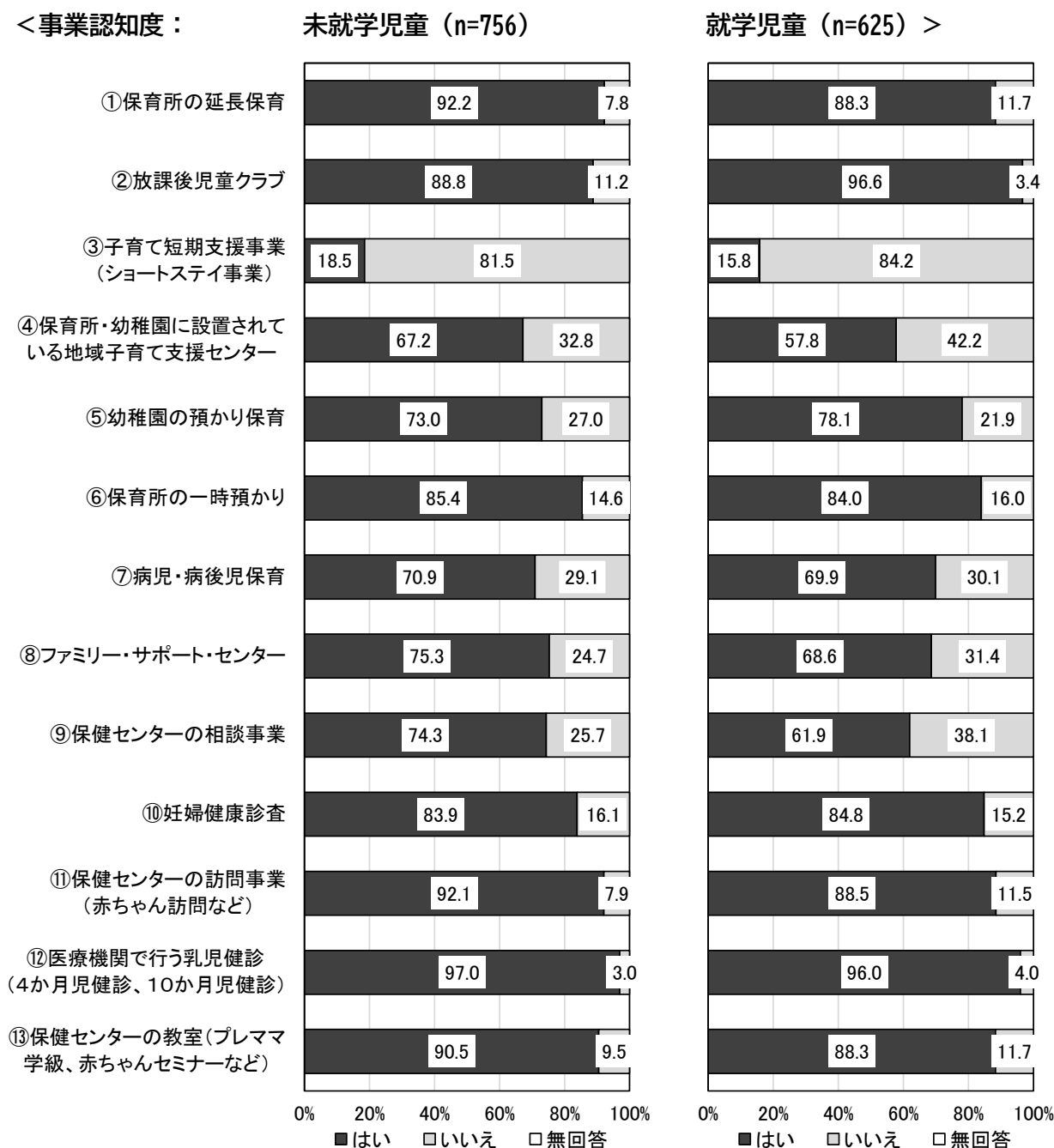
⑫子育て支援事業の認知度・利用の有無について

【認知度】

事業の認知度について、未就学児童では「⑫医療機関で行う乳児健診（4か月児健診、10か月児健診）」が最も多く（97.0%）、就学児童では「②放課後児童クラブ」が最も多くなっています（96.6%）。

保育所や保健センターの事業に関しては、未就学児童を持つ保護者の方が就学児童を上回っており、「②放課後児童クラブ」などは、就学児童を持つ保護者の方が未就学児童を上回るなど、子どもの成長に応じたサービスの認知度がより高くなっています。

<事業認知度：>



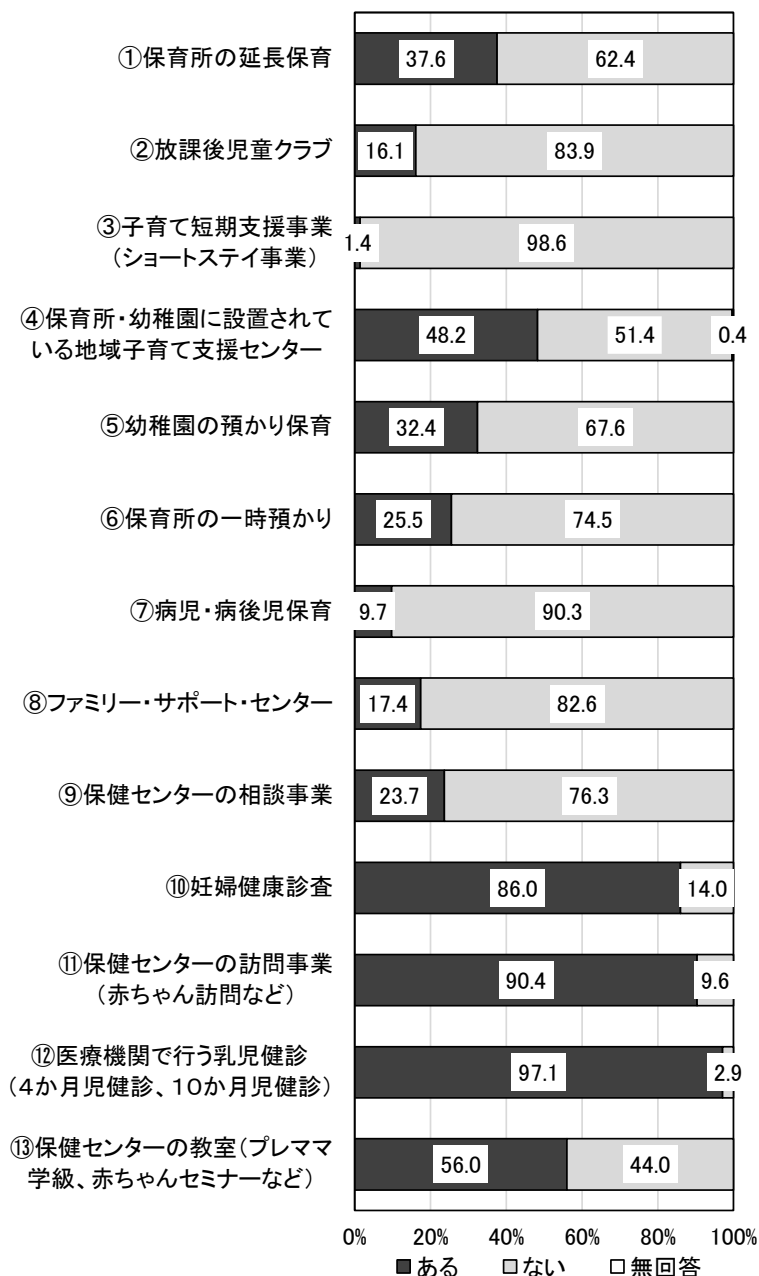
【事業の利用の有無】

事業の利用の有無について、未就学児童、就学児童ともに「⑩妊婦健康診査」「⑪保健センターの訪問事業（赤ちゃん訪問など）」「⑫医療機関で行う乳児健診（4か月児健診、10か月児健診）」を利用している割合が高くなっています。

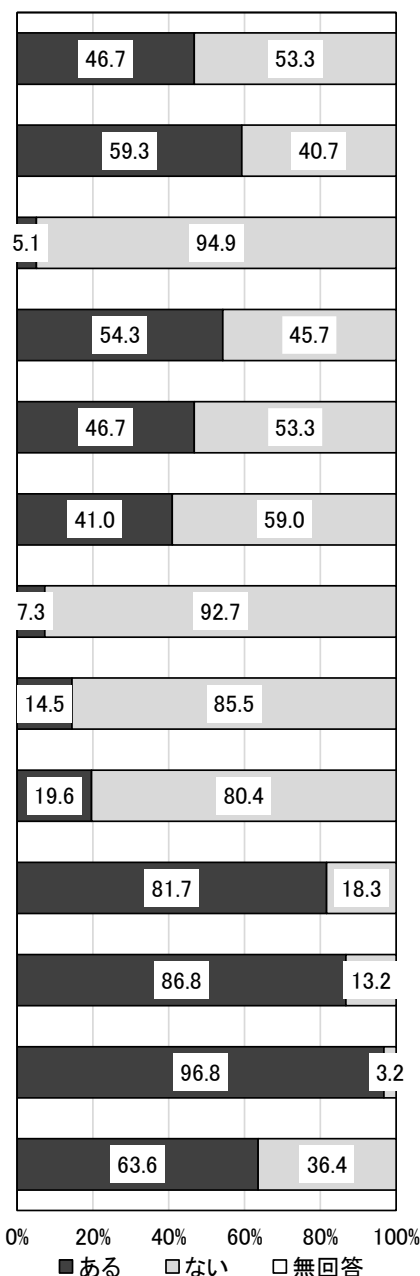
保育所や幼稚園の事業や放課後児童クラブに関しては、就学児童を持つ保護者の方が未就学児童を上回る結果となっています。

<事業の利用の有無： 未就学児童

※認知度で「はい」の人のみ回答



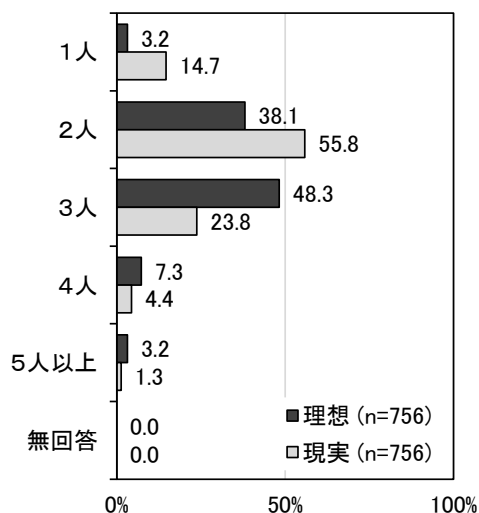
就学児童>



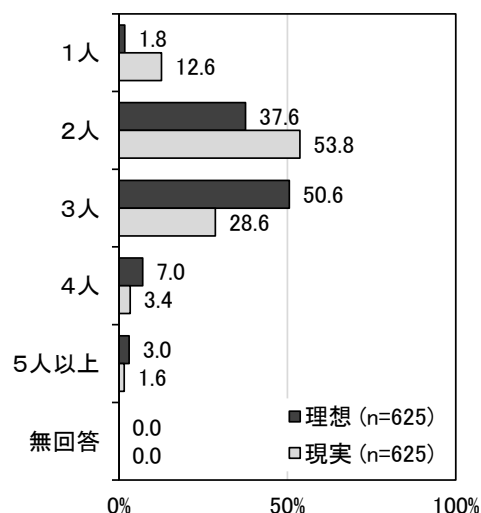
⑬子育てに関する一般的な事項について

子どもの人数の理想と現実的に子育てが可能な子どもの人数について、未就学児童、就学児童ともに理想では「3人」が約半数を占めています（未就学児童：48.3%、就学児童：50.6%）。一方で、現実的に子育てが可能な人数では「2人」が半数以上を占めています（未就学児童：55.8%、就学児童：53.8%）。

<子どもの人数： 未就学児童>

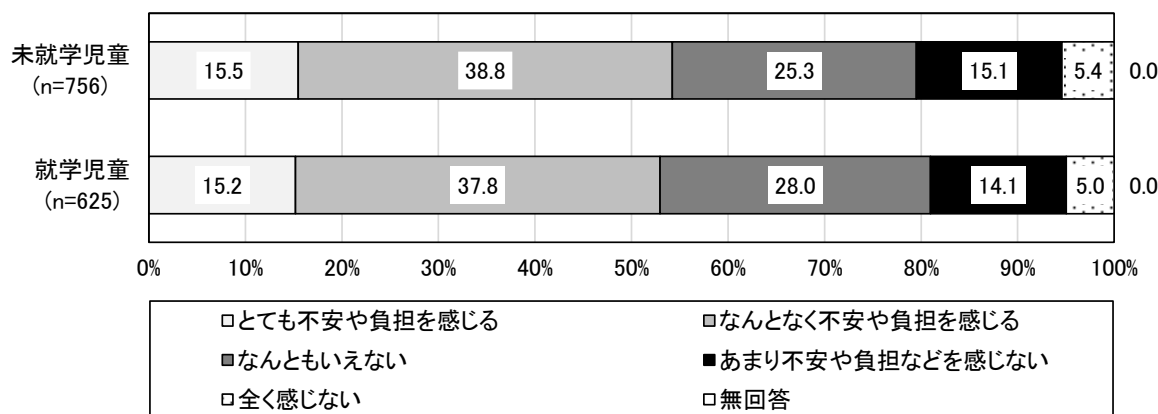


<就学児童>



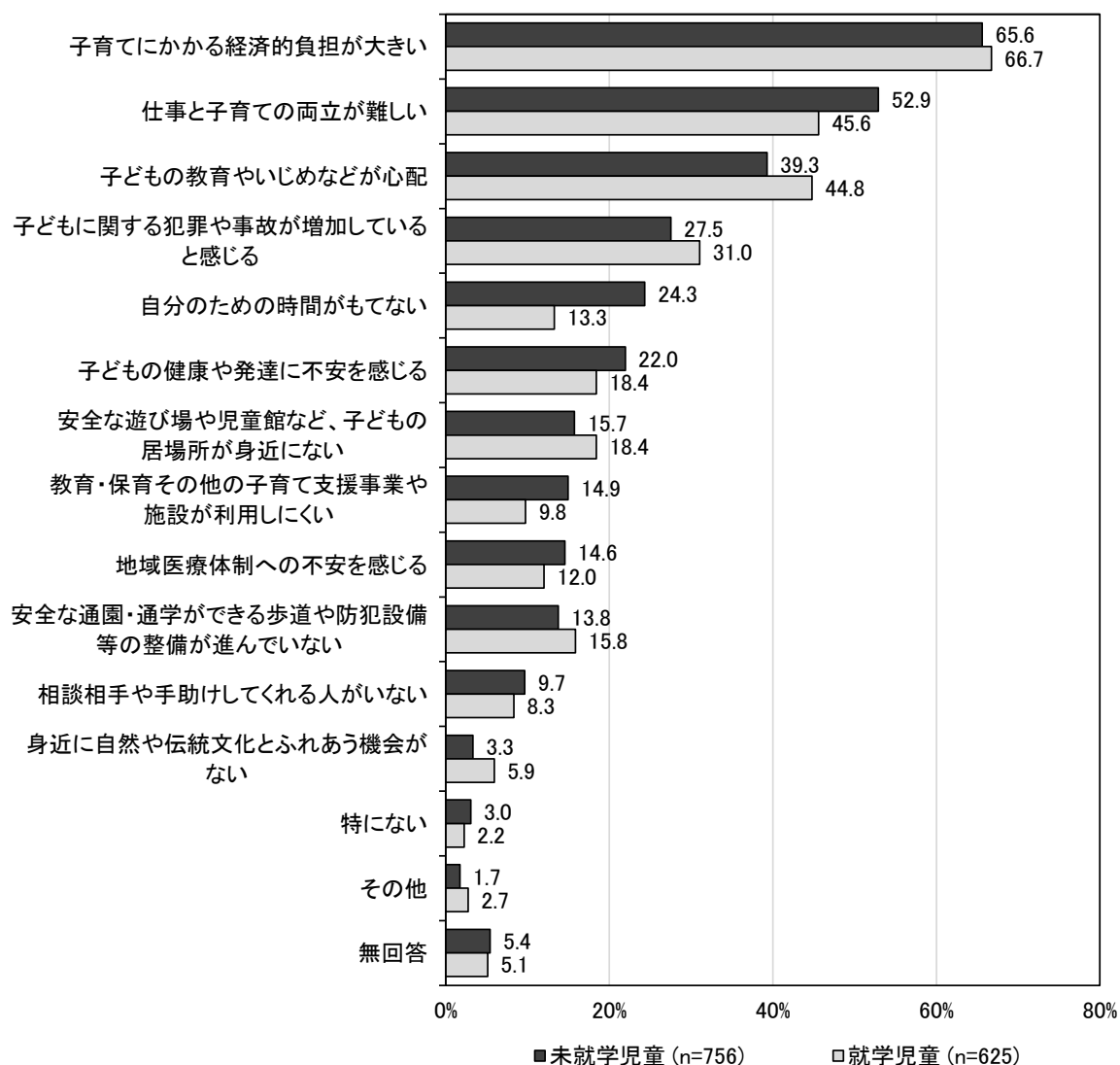
子育てに関する不安や負担について、未就学児童、就学児童ともに「なんとなく不安や負担を感じる」が約4割を占めています（未就学児童：38.8%、就学児童：37.8%）。

<子育てに関する不安や負担>



子育て上の不安や悩みについて、未就学児童、就学児童ともに「子育てにかかる経済的負担が大きい」が最も多く（未就学児童：65.6%、就学児童：66.7%）、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」となっています（未就学児童：52.9%、就学児童：45.6%）。

<子育てをする上での不安な点や悩んでいること>

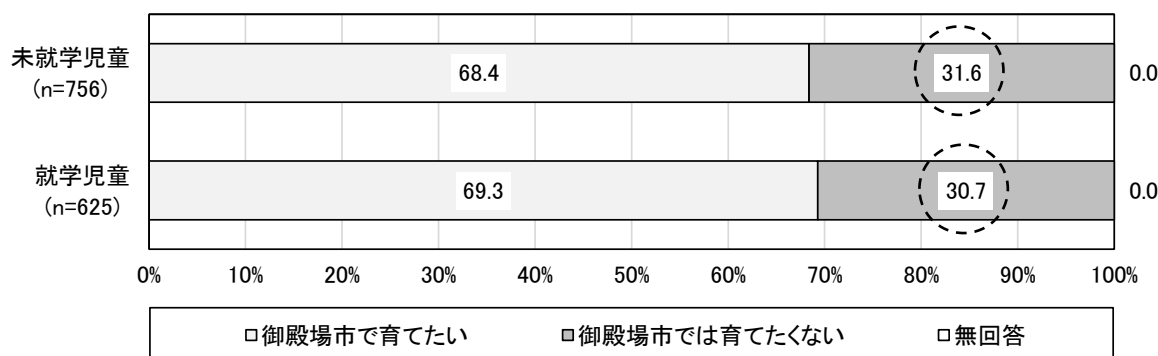


⑭子育て環境に対する評価について

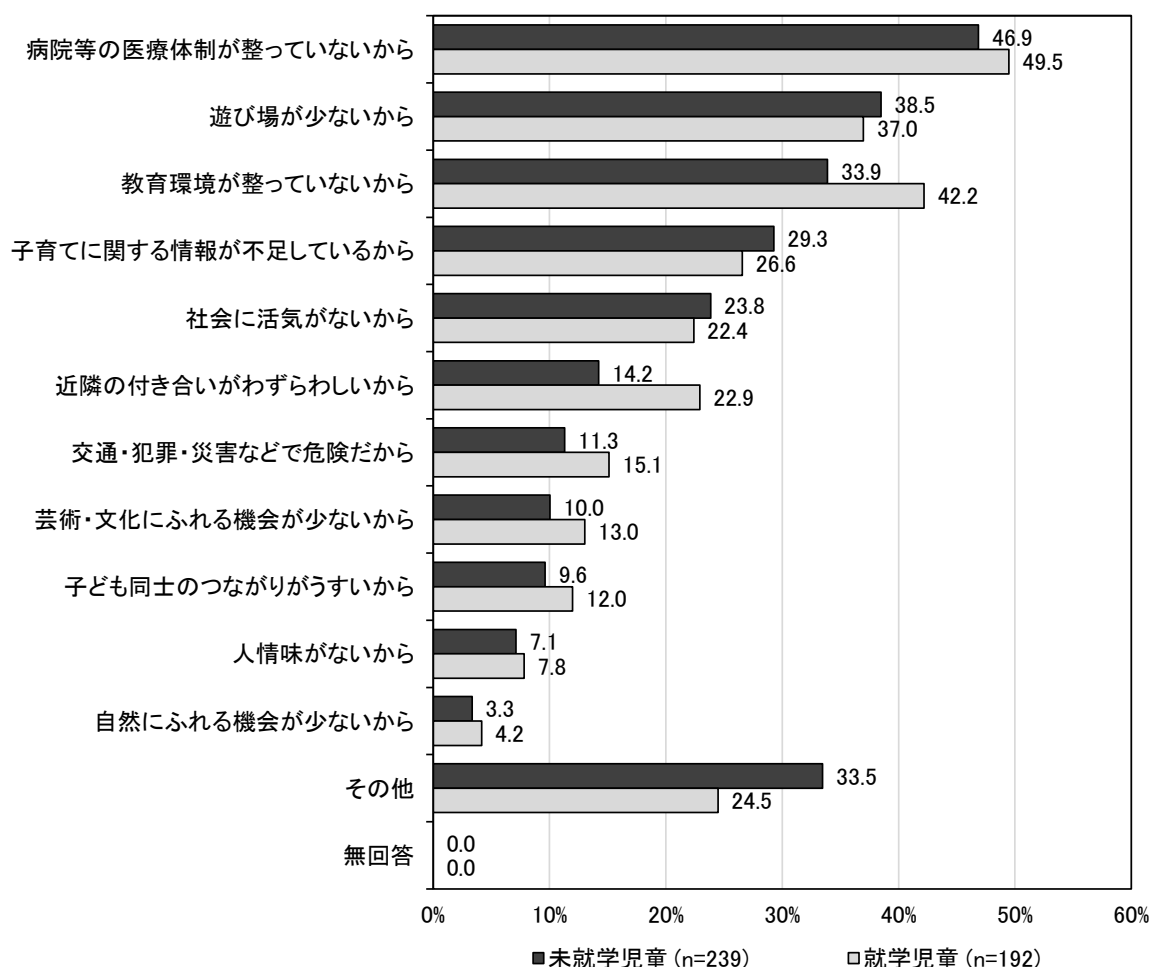
今後の御殿場市での子育て意向について、未就学児童、就学児童ともに「御殿場市で育てたい」が約7割を占めています（未就学児童：68.4%、就学児童：69.3%）。

御殿場市では育てたくないと思う理由については、未就学児童、就学児童ともに「病院等の医療体制が整っていないから」が4割以上で最も多く（未就学児童：46.9%、就学児童：49.5%）、次いで、未就学児童では「遊び場が少ないから」が多く（38.5%）、就学児童では「教育環境が整っていないから」が多くなっています（42.2%）。

<今後の御殿場市での子育て意向>



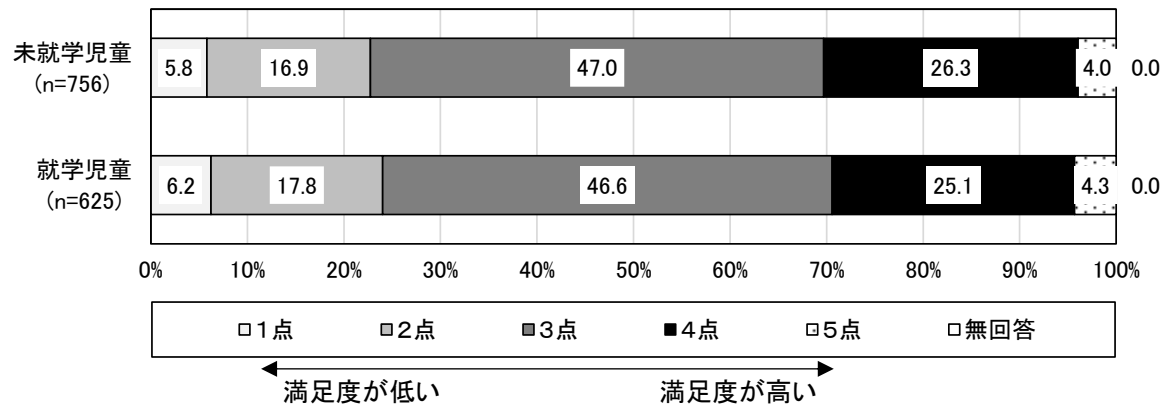
<御殿場市では育てたくないと思う理由>



御殿場市の子育て環境や支援に対する満足点について、未就学児童、就学児童ともに真ん中の「3点」が4割以上を占めています（未就学児童：47.0%、就学児童：46.6%）。

評価点の平均点は、5点満点で未就学児童では3.06点、就学児童では3.04点と、未就学児童と就学児童とでは大きな差異はありません。

<御殿場市の子育て環境や支援に対する満足点>



教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する意見・要望（自由記述）の件数

<未就学児童>

○意見の主な内容及び件数は以下のとおりです（全 475 件）。

- ・経済的支援（医療費助成、予防接種の助成金等含む）に対する要望（91 件）
- ・子育て支援施設に対する意見・要望（33 件）
- ・遊び場（公園・屋内施設など）の充実（52 件）
- ・保育所・幼稚園での、保育の内容・質等の向上（制度の見直しを含む）（35 件）
- ・学童保育に対する意見・要望（21 件）
- ・各種健診に対する意見・要望（5 件）
- ・情報提供の改善（7 件）
- ・一時保育に対する意見・要望（15 件）
- ・仕事と子育ての両立支援（21 件）
- ・生活環境に対する要望（商業施設の誘致、公共交通の充実など）（18 件）
- ・地域交流、親同士・親子同士の交流に対する意見・要望（10 件）
- ・相談体制の充実（2 件）
- ・医療機関に対する意見・要望（32 件）
- ・道路（歩道、通学路等）の整備（8 件）
- ・障害児に対する支援についての意見・要望（10 件）
- ・保育料に対する意見・要望（5 件）
- ・教育環境に対する意見・要望（23 件）
- ・休日保育（長期休暇を含む）に対する意見・要望（7 件）
- ・病児・病後児保育に対する意見・要望（16 件）
- ・延長保育に対する意見・要望（1 件）
- ・ファミリー・サポート・センターに対する意見・要望（5 件）
- ・待機児童の解消についての意見・要望（2 件）
- ・その他の意見・要望（56 件）

<就学児童>

○意見の主な内容及び件数は以下のとおりです（全 350 件）。

- ・教育環境に対する意見・要望（55 件）
- ・遊び場（公園・屋内施設など）の充実（30 件）
- ・経済的支援（医療費助成、予防接種の助成金等含む）に対する要望（76 件）
- ・医療機関に対する意見・要望（30 件）
- ・学童保育に対する意見・要望（18 件）
- ・生活環境に対する意見・要望（商業施設の誘致、公共交通の充実など）（21 件）
- ・道路に対する要望（歩道、通学路など）（8 件）
- ・長期休暇中の対応についての意見・要望（4 件）
- ・情報提供についての意見・要望（8 件）
- ・保育所・幼稚園での、保育の内容・質等の向上（制度の見直しを含む）（14 件）
- ・その他の意見・要望（86 件）

第3章

計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

- 全ての子どもが豊かな人間性を形成し、健やかに育つためには、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、改めて家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業所等、子どもと子育て家庭を取り巻く全ての人々が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望ととらえることが必要です。
- 今後も子育て家庭における、多様化する課題に対応すべく、「子どもの利益が最大限に尊重されること」の実現を第一に考え、「地域（みんな）でつなぐ子育ての輪～未来はぐくむ御殿場プラン～」を基本理念とします。

■■■ 計画の基本理念 ■■■

みんな
地域でつなぐ子育ての輪
～未来はぐくむ御殿場プラン～

2 計画における基本的な視点

本計画の策定及び施策の推進にあたっては、以下の8項目を基本的な視点とし、基本理念の実現を目指して取り組んでいきます。

1 子どもの視点

子育て支援事業等は子ども自身の健やかな成長を手助けするものであることから、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子育ての基本は子育てに関わるそれぞれの主体が協力して行い、子どもの立場に立って施策を推進します。

2 利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者のニーズの多様化と就業形態による特性に配慮し、利用者本位の事業を柔軟かつ総合的に推進します。

3 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、行政機関だけでなく、企業や地域全体が協力して対応すべき課題として、協働で取り組むことを推進します。

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

国・地方自治体・企業をはじめとする関係機関との連携の下、働き方の見直しを進め、地域の実情に応じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。

5 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、核家族化等により子育てに関する相談相手が見つからず、悩んでいる保護者の存在、ひとり親家庭、子どもの貧困等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援を推進します。

6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域で子育てに関する活動を行っているサークル、子ども会、ボランティア団体、主任児童委員をはじめとする地域の力と、保育所や認定こども園、幼稚園、子ども家庭センター、学校施設等を地域の資源として十分かつ効果的に活用することを推進します。

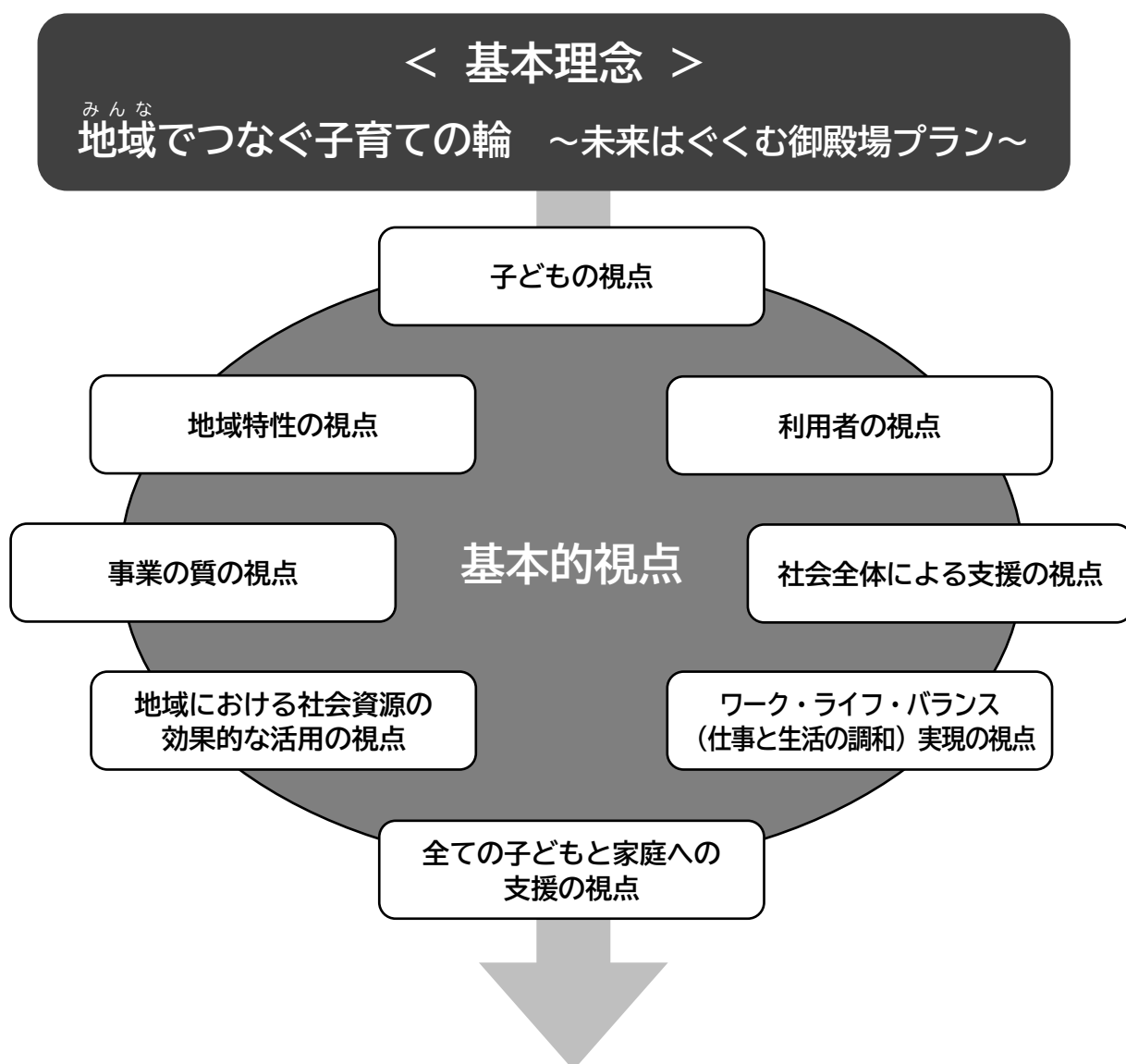
7 事業の質の視点

利用者が安全に、かつ安心して教育・保育、子育て支援事業を利用するためには、量だけでなく、質を確保することが重要です。各事業の質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の確保・育成とともに、情報公開や事業評価等の取組を推進します。

8 地域特性の視点

御殿場市全体の状況と、市内の地域特性によるニーズの相違に配慮した主体的な取組を進めていきます。

3 施策の体系



■計画の内容

- | |
|---------------------------------------|
| 1 教育・保育 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業 |
| 3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 |
| 4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 |
| 5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進 |
| 6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 |
| 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 |
| 8 子どもの貧困対策の推進 |

4 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保の内容」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容を記載することとなっています。

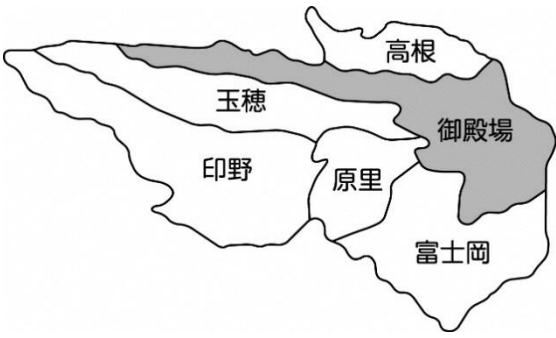
(2) 御殿場市における教育・保育提供区域

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、本市では教育・保育における教育・保育提供区域（基本型）を、6区域（御殿場地区、富士岡地区、原里地区、玉穂地区、印野地区、高根地区）に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や現状の事業実態から、教育・保育提供区域を事業ごとに設定します。具体的には、教育・保育との密接な関連がある事業については基本型（6区域）に、病児保育事業については実施施設のある4区域（御殿場地区、富士岡地区、原里地区、高根地区）に、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については小学校区に、その他の事業については市全域に設定します。

基本型（6区域）の教育・保育提供区域は以下のとおりです。

■教育・保育提供区域（基本型）

区域名	地図	概要
御殿場地区		東西及び南北方向の幹線道路やＪＲ御殿場線が交差する本市都市機能の中心的な市街地を形成 住所地：御殿場、深沢、小倉野、東山、東田中、新橋、萩原、二枚橋、西田中、北久原、仁杉、二の岡 ■人口：35,242人(市全体の43.1%) ※令和6年3月31日現在
富士岡地区		ＪＲ御殿場線沿線の市街地と山麓の観光レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業地により構成 住所地：竈、萩蕪、沼田、二子、中山、中清水、駒門、大坂、神山、神山平、富士見原 ■人口：15,970人(市全体の19.5%) ※令和6年3月31日現在
原里地区		隣接する御殿場地域から連なる市街地と高速道路西側に集積する工業地、地域西側の東富士演習場により構成 住所地：川島田、杉名沢、神場、板妻、保土沢、永塚 ■人口：15,637人(市全体の19.1%) ※令和6年3月31日現在
玉穂地区		富士の裾野から市街地までを有し、地域の東部に近年整備された地域コミュニティの拠点や陸上競技場、体育館等の都市施設が集積 住所地：茱萸沢、中畑、川柳、萩原 ■人口：8,529人(市全体の10.4%) ※令和6年3月31日現在

印野地区		広大な富士の裾野を有し、自然豊かな観光交流資源が集積 住所地：印野 ■人口：1,942 人（市全体の 2.4%） ※令和6年3月31日現在
高根地区		豊かな水と自然環境に恵まれ、田園地帯の中に集落を形成 住所地：塚原、山尾田、六日市場、増田、中丸、大堰、清後、山之尻、柴怒田、上小林、水土野、古沢 ■人口：4,421 人（市全体の 5.4%） ※令和6年3月31日現在

放課後児童健全育成事業の教育・保育提供区域は以下のとおりです。

なお、御殿場南小学校区では御殿場地区、原里地区及び玉穂地区からの通学、朝日小学校区では原里地区及び富士岡地区からの通学、印野小学校区では印野地区及び原里地区からの通学があり、これらの区域では、基本型（6区域）の区域をまたいだ小学校区が設定されている状況です。

■教育・保育提供区域（放課後児童健全育成事業）

区域名	通学区域（行政区）
御殿場小学校区	・御殿場地区（東山区、東田中区の一部、鮎沢区、湯沢区、萩原区、二枚橋区、西田中区の一部、北久原区、仁杉区）
東小学校区	・御殿場地区（御殿場区、深沢区、東田中区の一部、栢ノ木区、西田中区の一部）
御殿場南小学校区	・御殿場地区（二の岡区、新橋区、永原区） ・原里地区（森之腰区の一部） ・玉穂地区（茱萸沢下区の一部）
富士岡小学校区	・富士岡地区（萩蕪区、沼田区、二子区、中山上区、中山下区、風穴区、中清水区、駒門区、大坂区、竈区の一部、町屋区の一部）
神山小学校区	・富士岡地区（町屋区の一部、神山区、尾尻区、高内区、富士見原区）
原里小学校区	・原里地区（神場区、板妻区、保土沢区の一部、永塚区、北畑区、大沢区）
朝日小学校区	・原里地区（川島田区、杉名沢区、矢崎区、森之腰区の一部） ・富士岡地区（竈区の一部）
玉穂小学校区	・玉穂地区（茱萸沢下区の一部、茱萸沢上区、中畑東区、中畑北区、中畑南区、中畑西区、川柳区）
印野小学校区	・印野地区（小木原区 時之栖区 印野区） ・原里地区（保土沢区の一部）
高根小学校区 （分校を含む）	・高根地区（塚原区、六日市場区、美乃和区、清後区、山之尻区、古沢区、柴怒田区、上小林区、水土野区）

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域は以下のとおりです。

■事業別の教育・保育提供区域一覧

	事業名称	事業の概要	区域
教育・保育	教育・保育	子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）、子育てのための施設等利用給付の一部	6 区域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	市全域
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	市全域
	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	市全域
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	市全域
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。	
	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。	市全域

	事業名称	事業の概要	区域
地域子ども・子育て支援事業	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	市全域
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	市全域 (幼稚園型は6区域)
	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。	6区域
	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。	4区域
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	小学校区
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。	市全域
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	市全域
	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業。 （例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言など	市全域

	事業名称	事業の概要	区域
地域子ども・子育て支援事業	児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業。 （例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整など	市全域
	親子関係形成支援事業 ※	要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業。 （例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）など	市全域
	妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業。	市全域
	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	親が就労していなくても時間単位等で子どもを預けられるようにする通園制度（対象は、0歳6か月から2歳までで、保育所・認定こども園等で一人当たり「月 10 時間」（1 日中利用する場合は月 1 回、午前約 2 時間利用するとすれば毎週利用できる）を上限として行うことを検討している）。	市全域
	産後ケア	出産後 1 年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業。	市全域

※本市での具体的な実施内容等については、現在検討中

5 将来の子どもの数の推計

計画期間の教育・保育事業等の量の見込み算出の基礎とするため、主要な事業の対象となる0～11歳児の令和7年度から令和11年度までの児童数を推計しました。

推計にあたっては、御殿場市総合計画の見直しに伴う人口推計値が確定していないため、暫定的に令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口（各年4月1日時点）を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法を用いて算出しました。

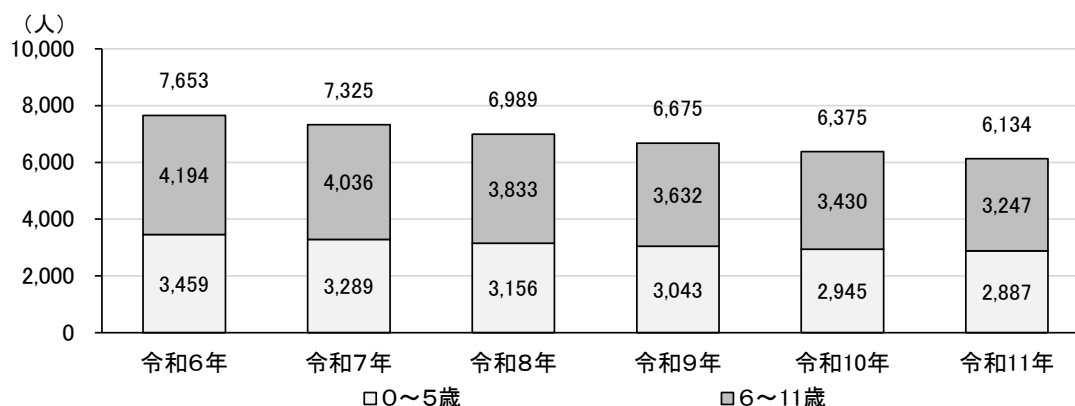
この結果、計画の最終年度である令和11年度における総人口は、77,695人で、0～5歳児は2,887人、6～11歳児は3,247人と推計され、0～11歳児の総人口に対する割合は7.9%と見込まれます。

■推計人口・児童数

	実際人口	将来推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～14歳	10,010	9,553	9,146	8,757	8,409	8,060
15～64歳	51,337	50,656	49,883	49,071	48,236	47,460
65歳以上	22,245	22,230	22,236	22,248	22,245	22,175
総数	83,592	82,439	81,265	80,076	78,890	77,695

	実際人口	将来推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	523	511	499	489	481	472
1歳	537	530	518	506	496	488
2歳	575	522	515	503	491	481
3歳	584	562	511	504	492	480
4歳	601	572	550	500	493	481
5歳	639	592	563	541	492	485
0～5歳小計	3,459	3,289	3,156	3,043	2,945	2,887
6歳	666	616	570	542	521	474
7歳	654	661	611	565	537	516
8歳	705	638	644	595	550	522
9歳	713	695	628	634	585	540
10歳	732	704	686	620	626	578
11歳	724	722	694	676	611	617
6～11歳小計	4,194	4,036	3,833	3,632	3,430	3,247
0～11歳合計	7,653	7,325	6,989	6,675	6,375	6,134
(総人口比)	9.2%	8.9%	8.6%	8.3%	8.1%	7.9%

<0～11歳人口の推計結果>



第4章

計画の内容

第4章 計画の内容

1 教育・保育

●量の見込みの設定

国の基本指針等を踏まえ、現在の教育・保育施設等の利用状況及びニーズ調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』及び『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）』に沿って、市全域及び教育・保育提供区域ごとに、計画期間における認定区分ごとの「教育・保育の量の見込み（必要利用定員等の総数）」を定めました。

●認定区分

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。保育の必要性の認定については、国が策定する認定基準をもとに、現行制度や運用の実態を勘案しながら市が基準を策定しています。

認定区分	対象者	保育の必要性	対象となる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、教育を希望するもの	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園 幼稚園の一部
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業 認可外保育施設

●確保の内容及び実施時期

設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び認可外保育施設による確保の内容及び実施時期を設定しました。

なお、教育・保育提供区域別の量の見込みは、各区域に居住する保護者のニーズ量を合計したのですが、確保の内容は、各区域に所在する特定教育・保育施設等の利用定員及び受入れ定員を合計したのになりますので、居住区域外の施設・事業の利用により、区域内の量の見込みと確保の内容は、利用の実態と一致しない場合があります。

以上を踏まえ、認定区分ごとに設定した量の見込み、確保の内容及び実施時期は次のとおりとなります。

(1) 1号認定

【対象】

- ・ 1号認定の子ども
- ・ 2号認定の子どものうち教育を希望する子ども

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・ 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分））

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	624	555	498	448	413
1号認定	414	374	340	310	289
2号認定 （教育を希望）	210	181	158	138	124
②確保の内容 （提供可能量）	1,679	1,649	1,604	1,604	1,574
特定教育・保育 施設（幼稚園）	1,470	1,437	1,365	1,365	1,335
特定教育・保育 施設（認定こども園）	209	212	239	239	239
差(②－①)	1,055	1,094	1,106	1,156	1,161

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和7年度の624人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設の利用定員は1,679人であり「需要＜供給」となっています。

教育・保育提供区域別にみると、高根地区において量の見込みが確保の内容を上回っています。現状では近隣区域の施設利用により、同地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	298	265	239	214	198
1号認定	198	178	164	148	139
2号認定 （教育を希望）	100	87	75	66	59
②確保の内容	618	588	543	543	513
特定教育・保育 施設	618	588	543	543	513
差(②－①)	320	323	304	329	315

II 富士岡地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	91	81	72	65	60
1号認定	60	55	49	45	42
2号認定 （教育を希望）	31	26	23	20	18
②確保の内容	412	412	412	412	412
特定教育・保育 施設	412	412	412	412	412
差(②－①)	321	331	340	347	352

III 原里地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	126	112	100	90	83
1号認定	84	76	68	62	58
2号認定 （教育を希望）	42	36	32	28	25
②確保の内容	400	400	400	400	400
特定教育・保育 施設	400	400	400	400	400
差(②－①)	274	288	300	310	317

IV 玉穂地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	59	52	47	42	39
1号認定	39	35	32	29	27
2号認定 (教育を希望)	20	17	15	13	12
②確保の内容	200	200	200	200	200
特定教育・保育 施設	200	200	200	200	200
差(②－①)	141	148	153	158	161

V 印野地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19	17	15	14	12
1号認定	13	11	10	10	8
2号認定 (教育を希望)	6	6	5	4	4
②確保の内容	40	40	40	40	40
特定教育・保育 施設	40	40	40	40	40
差(②－①)	21	23	25	26	28

VI 高根地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	31	28	25	23	21
1号認定	20	19	17	16	15
2号認定 (教育を希望)	11	9	8	7	6
②確保の内容	9	9	9	9	9
特定教育・保育 施設	9	9	9	9	9
差(②－①)	▲22	▲19	▲16	▲14	▲12

(2) 2号認定

【対象】

- ・2号認定の子ども（教育を希望する子どもを除く。）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所機能部分））

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,102	1,069	1,047	1,029	1,033
2号認定 （保育を希望）	1,102	1,069	1,047	1,029	1,033
②確保の内容 （提供可能量）	1,196	1,196	1,232	1,232	1,232
特定教育・保育 施設（保育所）	743	689	689	689	689
特定教育・保育 施設（認定こども園）	453	507	543	543	543
差(②－①)	94	127	185	203	199

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和7年度の1,102人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設利用定員は1,196人であり、「需要＜供給」となります。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区及び印野地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	527	512	500	493	495
2号認定 （保育を希望）	527	512	500	493	495
②確保の内容 （提供可能量）	432	432	468	468	468
特定教育・保育 施設	432	432	468	468	468
差(②－①)	▲95	▲80	▲32	▲25	▲27

II 富士岡地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	160	155	152	149	150
2号認定 （保育を希望）	160	155	152	149	150
②確保の内容 （提供可能量）	290	290	290	290	290
特定教育・保育 施設	290	290	290	290	290
差(②－①)	130	135	138	141	140

III 原里地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	222	215	211	207	208
2号認定 （保育を希望）	222	215	211	207	208
②確保の内容 （提供可能量）	223	223	223	223	223
特定教育・保育 施設	223	223	223	223	223
差(②－①)	1	8	12	16	15

IV 玉穂地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	104	101	99	97	97
2号認定 (保育を希望)	104	101	99	97	97
②確保の内容 (提供可能量)	116	116	116	116	116
特定教育・保育 施設	116	116	116	116	116
差(②－①)	12	15	17	19	19

V 印野地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	33	32	32	31	31
2号認定 (保育を希望)	33	32	32	31	31
②確保の内容 (提供可能量)	31	31	31	31	31
特定教育・保育 施設	31	31	31	31	31
差(②－①)	▲2	▲1	▲1	0	0

VI 高根地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	56	54	53	52	52
2号認定 (保育を希望)	56	54	53	52	52
②確保の内容 (提供可能量)	104	104	104	104	104
特定教育・保育 施設	104	104	104	104	104
差(②－①)	48	50	51	52	52

(3) -① 3号認定<0歳>

【対象】

- ・ 3号認定の子ども（0歳）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・ 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所機能部分））
- ・ 特定地域型保育事業
- ・ 認可外保育施設

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	253	253	247	245	239
3号認定（0歳）	253	253	247	245	239
②確保の内容 （提供可能量）	240	240	246	246	246
特定教育・保育 施設（保育所）	109	103	103	103	103
特定教育・保育 施設（認定こども園）	98	104	110	110	110
特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	27	27	27	27	27
認可外保育施設（企業 主導型保育事業）	6	6	6	6	6
差（②－①）	▲13	▲13	▲1	1	7

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和7年度及び令和8年度の253人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入れ定員の合計は240人であり、「需要＞供給」となります。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区及び玉穂地区で量の見込みが確保の内容を上回っています。

近年の保育士不足の影響により、最も人手が必要な0歳児の確保量の積み増しが厳しくなっていることから、引き続き保育士確保のための施策を講じていきます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	130	130	127	125	122
3号認定（0歳）	130	130	127	125	122
②確保の内容 （提供可能量）	94	94	100	100	100
特定教育・ 保育施設	67	67	73	73	73
特定地域型 保育事業	21	21	21	21	21
認可外保育施設	6	6	6	6	6
差（②－①）	▲36	▲36	▲27	▲25	▲22

II 富士岡地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	36	36	35	35	34
3号認定（0歳）	36	36	35	35	34
②確保の内容 （提供可能量）	63	63	63	63	63
特定教育・ 保育施設	63	63	63	63	63
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差（②－①）	27	27	28	28	29

III 原里地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	41	41	40	40	39
3号認定（0歳）	41	41	40	40	39
②確保の内容 （提供可能量）	38	38	38	38	38
特定教育・ 保育施設	38	38	38	38	38
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差（②－①）	▲3	▲3	▲2	▲2	▲1

IV 玉穂地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	31	31	30	30	29
3号認定(0歳)	31	31	30	30	29
②確保の内容 (提供可能量)	18	18	18	18	18
特定教育・ 保育施設	12	12	12	12	12
特定地域型 保育事業	6	6	6	6	6
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差(②－①)	▲13	▲13	▲12	▲12	▲11

V 印野地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	6	6	6	6	6
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6
②確保の内容 (提供可能量)	9	9	9	9	9
特定教育・ 保育施設	9	9	9	9	9
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差(②－①)	3	3	3	3	3

VI 高根地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	9	9	9	9	9
3号認定(0歳)	9	9	9	9	9
②確保の内容 (提供可能量)	18	18	18	18	18
特定教育・ 保育施設	18	18	18	18	18
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差(②－①)	9	9	9	9	9

(3) -②3号認定<1・2歳>

【対象】

- ・3号認定の子ども（1・2歳）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所機能部分））
- ・特定地域型保育事業
- ・認可外保育施設

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	722	734	741	750	761
3号認定（1・2歳）	722	734	741	750	761
②確保の内容 （提供可能量）	779	779	794	794	794
特定教育・保育 施設（保育所）	406	376	376	376	376
特定教育・保育 施設（認定こども園）	272	302	317	317	317
特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	87	87	87	87	87
認可外保育施設（企業 主導型保育事業）	14	14	14	14	14
差（②－①）	57	45	53	44	33

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和11年度の761人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入れ定員の合計は794人であり、「需要<供給」となっています。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	345	350	354	359	363
3号認定（1・2歳）	345	350	354	359	363
②確保の内容 （提供可能量）	316	316	331	331	331
特定教育・ 保育施設	228	228	243	243	243
特定地域型 保育事業	74	74	74	74	74
認可外保育施設	14	14	14	14	14
差（②－①）	▲29	▲34	▲23	▲28	▲32

II 富士岡地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	118	120	121	123	125
3号認定（1・2歳）	118	120	121	123	125
②確保の内容 （提供可能量）	187	187	187	187	187
特定教育・ 保育施設	187	187	187	187	187
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差（②－①）	69	67	66	64	62

III 原里地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	137	139	141	142	144
3号認定（1・2歳）	137	139	141	142	144
②確保の内容 （提供可能量）	129	129	129	129	129
特定教育・ 保育施設	129	129	129	129	129
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差（②－①）	▲8	▲10	▲12	▲13	▲15

IV 玉穂地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	64	65	65	66	67
3号認定(1・2歳)	64	65	65	66	67
②確保の内容 (提供可能量)	68	68	68	68	68
特定教育・ 保育施設	55	55	55	55	55
特定地域型 保育事業	13	13	13	13	13
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差(②－①)	4	3	3	2	1

V 印野地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	27	28	28	28	29
3号認定(1・2歳)	27	28	28	28	29
②確保の内容 (提供可能量)	30	30	30	30	30
特定教育・ 保育施設	30	30	30	30	30
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差(②－①)	3	2	2	2	1

VI 高根地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	31	32	32	32	33
3号認定(1・2歳)	31	32	32	32	33
②確保の内容 (提供可能量)	49	49	49	49	49
特定教育・ 保育施設	49	49	49	49	49
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差(②－①)	18	17	17	17	16

(3) -③ 3号認定<保育利用率>

子ども・子育て支援事業計画では、都市部を中心とする待機児童の存在が満3歳未満の子どもに多いことを踏まえ、満3歳未満の子どもの総数に占める3号認定の保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることとされています。

具体的には、計画期間内の各年度における3号認定の「確保の内容」を満3歳未満の子どもの推計児童数で割ることにより算出します。

本市の「保育利用率」は、以下のとおりとなっています。

【満3歳未満の子どもの推計児童数（推計人口）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数 （0～2歳）	1,563	1,532	1,498	1,468	1,441

【3号認定の確保の内容（供給計画）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定の確保の内容 （保育提供可能量）	1,019	1,019	1,040	1,040	1,040
0歳	240	240	246	246	246
1・2歳	779	779	794	794	794

【0～2歳の保育利用率】

（単位：％）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率	65.2	66.5	69.4	70.8	72.2

保育利用率は、0～2歳児の保育提供可能量の拡充等により、令和7年度の65.2%から、令和11年度には72.2%と7.0ポイント上昇する見込みです。

2 地域子ども・子育て支援事業

●量の見込み、確保の内容及び実施時期の設定に対する考え方

国の基本指針等を踏まえ、現在の地域の子育て支援事業等の利用状況及びニーズ調査の結果をもとに、市全域及び教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めました。

また、設定した量の見込みに対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定しました。

なお、事業別の教育・保育提供区域別の量の見込みは、各区域の対象となる子どもの数の推計から求め、同様に確保の内容は各区域で提供可能な各事業の量を合計したのになります。しかしながら、現実には居住区域外での事業の利用があるため、区域内の量の見込みと確保の内容は、利用の実態とは一致しない場合があります。

以上を踏まえ、各事業に設定した量の見込み、確保の内容及び実施時期は次ページ以降のとおりとなります。

<掲載している地域子ども・子育て支援事業の一覧>

番号	地域子ども・子育て支援事業の名称		教育・保育提供区域
(1)	延長保育事業		基本型(6区域)
(2)	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		小学校区
(3)	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)		市全域
(4)	地域子育て支援拠点事業		市全域
(5)	一時預かり事業	①(幼稚園型)＜預かり保育事業＞	基本型(6区域)
		②(幼稚園型以外)	市全域
(6)	病児保育事業(病児・病後児保育事業)		4区域
(7)	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])		市全域
(8)	利用者支援事業		市全域
(9)	妊婦健康診査		市全域
(10)	乳児家庭全戸訪問事業		市全域
(11)	養育支援訪問事業	① 養育支援訪問事業	市全域
		② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	① 新規参入施設等への巡回支援	市全域
		② 認定こども園特別支援教育・保育経費	市全域
(14)	子育て世帯訪問支援事業		市全域
(15)	児童育成支援拠点事業		市全域
(16)	親子関係形成支援事業※		市全域
(17)	妊婦等包括相談支援事業		市全域
(18)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		市全域
(19)	産後ケア事業		市全域

※本市での具体的な実施内容等については、現在検討中

(1) 延長保育事業

【対象】

- ・ 保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども（0～5歳児）

【事業内容】

- ・ 保育の必要性の認定を受けた子どもに対し、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施します。

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	758	739	720	701	683
②確保の内容 （提供可能量）	758 （25 か所）	739 （25 か所）	720 （26 か所）	701 （26 か所）	683 （26 か所）
特定教育・保育施設 （保育所）	（12 か所）	（11 か所）	（11 か所）	（11 か所）	（11 か所）
特定教育・保育施設 （認定こども園）	（7 か所）	（8 か所）	（9 か所）	（9 か所）	（9 か所）
特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	（6 か所）	（6 か所）	（6 か所）	（6 か所）	（6 か所）
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

市内の全ての特定教育・保育施設及び小規模保育事業所で当該事業を実施し、保護者の希望に応じた事業の提供が可能な状態となっています。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	367	357	348	339	330
②確保の内容	367 (12 か所)	357 (12 か所)	348 (13 か所)	339 (13 か所)	330 (13 か所)
特定教育・保育施設	(7 か所)	(7 か所)	(8 か所)	(8 か所)	(8 か所)
特定地域型保育事業	(5 か所)	(5 か所)	(5 か所)	(5 か所)	(5 か所)
差(②－①)	0	0	0	0	0

II 富士岡地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	114	111	108	106	103
②確保の内容	114 (3 か所)	111 (3 か所)	108 (3 か所)	106 (3 か所)	103 (3 か所)
特定教育・保育施設	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)	(3 か所)
特定地域型保育事業	(－か所)	(－か所)	(－か所)	(－か所)	(－か所)
差(②－①)	0	0	0	0	0

III 原里地区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	145	142	138	134	131
②確保の内容	145 (4 か所)	142 (4 か所)	138 (4 か所)	134 (4 か所)	131 (4 か所)
特定教育・保育施設	(4 か所)	(4 か所)	(4 か所)	(4 か所)	(4 か所)
特定地域型保育事業	(－か所)	(－か所)	(－か所)	(－か所)	(－か所)
差(②－①)	0	0	0	0	0

IV 玉穂地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	73	71	70	68	66
②確保の内容	73 (3 か所)	71 (3 か所)	70 (3 か所)	68 (3 か所)	66 (3 か所)
特定教育・保育施設	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)
特定地域型保育事業	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)
差(②－①)	0	0	0	0	0

V 印野地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	24	23	22	22
②確保の内容	24 (1 か所)	24 (1 か所)	23 (1 か所)	22 (1 か所)	22 (1 か所)
特定教育・保育施設	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)	(1 か所)
特定地域型保育事業	(- か所)	(- か所)	(- か所)	(- か所)	(- か所)
差(②－①)	0	0	0	0	0

VI 高根地区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	34	33	32	31
②確保の内容	35 (2 か所)	34 (2 か所)	33 (2 か所)	32 (2 か所)	31 (2 か所)
特定教育・保育施設	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)	(2 か所)
特定地域型保育事業	(- か所)	(- か所)	(- か所)	(- か所)	(- か所)
差(②－①)	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【対象】

- ・小学校就学児童

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【教育・保育提供区域】

小学校区

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,317	1,346	1,371	1,395	1,406
小学1～3年生	1,031	1,057	1,074	1,086	1,094
小学1年生	394	386	393	400	391
小学2年生	362	379	371	379	386
小学3年生	275	292	310	307	317
小学4～6年生	286	289	297	309	312
小学4年生	170	164	169	175	169
小学5年生	77	84	84	90	96
小学6年生	39	41	44	44	47
②確保の内容 （提供可能量）	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422
公設	698	698	698	698	698
民間	724	724	724	724	724
差(②－①)	105	76	51	27	16

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和11年度の年間1,406人に対し、確保の内容は1,422人であり、「需要＜供給」となっています。

第一期計画期間から入所率の増加による需要増が続いていますが、児童数の減少に伴い需要は微増で推移することが想定されます。現状の提供可能量を維持するため、施設整備及び支援員等の人員確保、民間クラブの運営支援を行い提供体制の確保に努めます。

また、現在実施している放課後子ども教室※との一体型の連携を引き続き実施し、放課後や週末等における安全かつ安心な居場所づくりを推進するとともに、総合的な放課後対策について検討を進めます。

※放課後子ども教室とは・・・

小学校敷地等で放課後や週末の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を実施します。具体的には、放課後（土・日を含む）の時間帯に、1校区20～40人程度の児童が、造形活動、スポーツ、読書、学習支援等の様々な活動に児童が取り組みめるよう、学校施設（会議室、体育館、図工室）のほか、近隣の市役所支所や公民館等で協働活動支援員等が児童の指導、見守りを行う事業です。

＜参考＞放課後子ども教室の設置数

（単位：校区・箇所）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども教室開級 小学校区数	8	8	8	8	8
一体型の放課後 児童クラブ・放課 後子ども教室数	4	4	4	4	4

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場小学校区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	276	282	288	293	295
②確保の内容	295	295	295	295	295
公設	130	130	130	130	130
民間	165	165	165	165	165
差(②－①)	19	13	7	2	0

II 東小学校区

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	98	101	102	104	105
②確保の内容	105	105	105	105	105
公設	48	48	48	48	48
民間	57	57	57	57	57
差(②－①)	7	4	3	1	0

Ⅲ 御殿場南小学校区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	201	205	209	213	214
②確保の内容	214	214	214	214	214
公設	105	105	105	105	105
民間	109	109	109	109	109
差(②－①)	13	9	5	1	0

Ⅳ 富士岡小学校区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	144	147	149	152	153
②確保の内容	155	155	155	155	155
公設	61	61	61	61	61
民間	94	94	94	94	94
差(②－①)	11	8	6	3	2

Ⅴ 神山小学校区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	86	88	90	91	92
②確保の内容	92	92	92	92	92
公設	25	25	25	25	25
民間	67	67	67	67	67
差(②－①)	6	4	2	1	0

Ⅵ 原里小学校区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	153	156	159	162	163
②確保の内容	163	163	163	163	163
公設	42	42	42	42	42
民間	121	121	121	121	121
差(②－①)	10	7	4	1	0

VII 朝日小学校区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	113	116	118	120	121
②確保の内容	122	122	122	122	122
公設	59	59	59	59	59
民間	63	63	63	63	63
差(②-①)	9	6	4	2	1

VIII 玉穂小学校区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	134	137	140	142	143
②確保の内容	148	148	148	148	148
公設	122	122	122	122	122
民間	26	26	26	26	26
差(②-①)	14	11	8	6	5

IX 印野小学校区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	38	38	39	40	41
②確保の内容	48	48	48	48	48
公設	48	48	48	48	48
民間	0	0	0	0	0
差(②-①)	10	10	9	8	7

X 高根小学校区

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	74	76	77	78	79
②確保の内容	80	80	80	80	80
公設	58	58	58	58	58
民間	22	22	22	22	22
差(②-①)	6	4	3	2	1

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【対象】

- ・0～18 歳までの児童

【事業内容】

- ・保護者の疾病等の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、里親等が一定期間、養育を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	34	34	34	34	34
②確保の内容 （提供可能量）	34	34	34	34	34
差(②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

育児不安や負担感を持つ保護者の活用ニーズも高いことから、御殿場市及びその周辺市町のショートステイを担う里親等を確保するなど、需要に対応可能な供給体制を整えます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【対象】

- ・小学校就学前の子ども（0～2歳児）

【事業内容】

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19,022	19,540	20,072	20,618	21,179
②確保の内容 （提供可能量）	67,140	67,135	67,130	67,125	67,120
地域子育て支援 拠点事業	65,430	65,430	65,430	65,430	65,430
その他※	1,710	1,705	1,700	1,695	1,690
差（②－①）	48,118	47,595	47,058	46,507	45,941

※「その他」とは、地域子育て支援拠点事業に準じた取組を表す。

【確保の方策】

量の見込みが最大である令和11年度の年間21,179人回に対し、確保の内容が大きく上回っており、「需要＜供給」となっています。

確保の内容は、各施設の収容可能な児童数を計上しているため、現在の利用実績を超える数字となっています。そのため、利用の実態と一致しないことがあります。年間を通じて保護者の希望に応じた事業の提供が可能な状況となっています。

引き続き、多様なニーズに応えるために、地域の子育て支援団体との連携を図り、情報の集約・提供を実施するとともに、子育て中の親子の仲間づくりや、相談の場として気軽に参加できる場を提供します。

(5) 一時預かり事業

幼稚園在園児を対象にした「幼稚園型」とそれ以外のものがあります。

①一時預かり事業（幼稚園型）＜預かり保育事業＞

【対象】

- ・幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）の在園児

【事業内容】

- ・幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）の在園児に対し、通常の利用時間以外に保育を行います。

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33,824	34,647	35,488	36,349	37,231
1号認定	10,409	10,661	10,921	11,186	11,457
2号認定 （教育を希望）	23,415	23,986	24,567	25,163	25,774
②確保の内容 （提供可能量）	50,790 （14 か所）	50,660 （14 か所）	50,610 （14 か所）	50,560 （14 か所）	50,510 （14 か所）
特定教育・保育施設 （認定こども園）	13,360 （6 か所）	13,360 （6 か所）	19,660 （7 か所）	19,660 （7 か所）	19,660 （7 か所）
特定教育・保育施設 （幼稚園）	37,430 （8 か所）	37,300 （8 か所）	30,950 （7 か所）	30,900 （7 か所）	30,850 （7 か所）
差（②-①）	16,966	16,013	15,122	14,211	13,279

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和11年度の年間37,231人日に対し、確保の内容は50,510人日であり、「需要＜供給」の状態となっています。

教育・保育提供区域別でみると、原里地区及び印野地区では不足が生じている状態になっていますが、居住区域外の施設の利用等により各園における対応はできていると考えられます。

令和元年度から公立幼稚園での預かり保育が正式に開始されるなど、預かり保育を取り巻く環境が従前より整ってきていることから、保護者のニーズを注視しつつ、事業のさらなる効率的な実施について検討していきます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16,189	16,583	16,985	17,397	17,820
1号認定	4,982	5,103	5,227	5,354	5,484
2号認定 （教育を希望）	11,207	11,480	11,758	12,043	12,336
②確保の内容 （提供可能量）	31,620 （5 か所）	31,620 （5 か所）	31,620 （5 か所）	31,620 （5 か所）	31,620 （5 か所）
特定教育・保育施設 （認定こども園）	4,320 （2 か所）	4,320 （2 か所）	10,620 （3 か所）	10,620 （3 か所）	10,620 （3 か所）
特定教育・保育施設 （幼稚園）	27,300 （3 か所）	27,300 （3 か所）	21,000 （2 か所）	21,000 （2 か所）	21,000 （2 か所）
差（②-①）	15,431	15,037	14,635	14,223	13,800

II 富士岡地区

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,914	5,034	5,156	5,281	5,410
1号認定	1,512	1,549	1,587	1,625	1,665
2号認定 （教育を希望）	3,402	3,485	3,569	3,656	3,745
②確保の内容 （提供可能量）	6,360 （4 か所）	6,230 （4 か所）	6,180 （4 か所）	6,130 （4 か所）	6,080 （4 か所）
特定教育・保育施設 （認定こども園）	4,480 （2 か所）	4,480 （2 か所）	4,480 （2 か所）	4,480 （2 か所）	4,480 （2 か所）
特定教育・保育施設 （幼稚園）	1,880 （2 か所）	1,750 （2 か所）	1,700 （2 か所）	1,650 （2 か所）	1,600 （2 か所）
差（②-①）	1,446	1,196	1,024	849	670

III 原里地区

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,805	6,971	7,140	7,314	7,491
1号認定	2,094	2,145	2,197	2,251	2,305
2号認定 （教育を希望）	4,711	4,826	4,943	5,063	5,186
②確保の内容 （提供可能量）	7,050 （3 か所）	7,050 （3 か所）	7,050 （3 か所）	7,050 （3 か所）	7,050 （3 か所）
特定教育・保育施設 （認定こども園）	2,400 （1 か所）	2,400 （1 か所）	2,400 （1 か所）	2,400 （1 か所）	2,400 （1 か所）
特定教育・保育施設 （幼稚園）	4,650 （2 か所）	4,650 （2 か所）	4,650 （2 か所）	4,650 （2 か所）	4,650 （2 か所）
差（②-①）	245	79	▲90	▲264	▲441

IV 玉穂地区

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,190	3,267	3,347	3,428	3,510
1号認定	982	1,005	1,030	1,055	1,080
2号認定 (教育を希望)	2,208	2,262	2,317	2,373	2,430
②確保の内容 (提供可能量)	3,600 (1か所)	3,600 (1か所)	3,600 (1か所)	3,600 (1か所)	3,600 (1か所)
特定教育・保育施設 (認定こども園)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・保育施設 (幼稚園)	3,600 (1か所)	3,600 (1か所)	3,600 (1か所)	3,600 (1か所)	3,600 (1か所)
差(②-①)	410	333	253	172	90

V 印野地区

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,020	1,044	1,070	1,096	1,122
1号認定	314	321	329	337	345
2号認定 (教育を希望)	706	723	741	759	777
②確保の内容 (提供可能量)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・保育施設 (認定こども園)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・保育施設 (幼稚園)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	▲1,020	▲1,044	▲1,070	▲1,096	▲1,122

VI 高根地区

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,706	1,748	1,790	1,833	1,878
1号認定	525	538	551	564	578
2号認定 (教育を希望)	1,181	1,210	1,239	1,269	1,300
②確保の内容 (提供可能量)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)
特定教育・保育施設 (認定こども園)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)
特定教育・保育施設 (幼稚園)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	454	412	370	327	282

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

※「子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）」及び「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）」を含みます。

【対象】

- ・小学校就学前の子ども（0～5 歳児）

【事業内容】

- ・家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児に、保育所及び認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保育を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,608	5,585	5,562	5,539	5,516
②確保の内容 （提供可能量）	10,762 （25 か所）	10,623 （25 か所）	10,496 （25 か所）	10,380 （25 か所）	10,274 （25 か所）
i-1 一時預かり 事業（幼稚園型以 外）特定地域型保育事 業（事業所内保育）	9,153 （25 か所）	9,153 （25 か所）	9,153 （25 か所）	9,153 （25 か所）	9,153 （25 か所）
特定教育・保育施 設（保育所）	4,340 （12 か所）	4,100 （11 か所）	4,100 （11 か所）	4,100 （11 か所）	4,100 （11 か所）
特定教育・保育施 設（認定こども園）	4,170 （7 か所）	4,410 （8 か所）	4,410 （8 か所）	4,410 （8 か所）	4,410 （8 か所）
特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	643 （6 か所）	643 （6 か所）	643 （6 か所）	643 （6 か所）	643 （6 か所）
ii 子育て短期支 援事業（トワイライト ステイ事業）	0 （-か所）	0 （-か所）	0 （-か所）	0 （-か所）	0 （-か所）
iii 子育て援助活動支 援事業（ファミリー・サポ ート・センター事業[病児・緊 急対応強化事業を除く]）	1,609	1,470	1,343	1,227	1,121
差（②-①）	5,154	5,038	4,934	4,841	4,758

【確保の方策】

量の見込みが最大である令和7年度の年間5,608人日に対し、確保の内容は10,762人日であり、「需要＜供給」となっています。

事業について年間を通してみると、保護者のニーズを満たしていますが、一時預かり事業では、保育士の配置状況や利用希望日の集中等により、保護者が希望した日に利用できない状況も有り得ると考えられます。

こうした状況に対応するため、保育士の確保等により、保護者が希望する日に利用できるような事業の実施に努めます。また、保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、事業のさらなる周知等に努めます。

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

※「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）」を含みます。

【対象】

- ・保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども（0～5歳児）

【事業内容】

- ・急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを保育所等の専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施します。

【教育・保育提供区域】

4区域（御殿場地区、富士岡地区、原里地区、高根地区）

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	511	511	511	511	511
②確保の内容 （提供可能量）	2,890 （5 か所）	3,370 （6 か所）	3,370 （6 か所）	3,370 （6 か所）	3,370 （6 か所）
病児・病後児保育事業	2,890 （5 か所）	3,370 （6 か所）	3,370 （6 か所）	3,370 （6 か所）	3,370 （6 か所）
特定教育・保育施設(保育所)	1,440 （2 か所）	1,440 （2 か所）	1,440 （2 か所）	1,440 （2 か所）	1,440 （2 か所）
特定教育・保育施設(認定こども園)	1,450 （3 か所）	1,930 （4 か所）	1,930 （4 か所）	1,930 （4 か所）	1,930 （4 か所）
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])	0	0	0	0	0
差(②-①)	2,379	2,859	2,859	2,859	2,859

【確保の方策】

量の見込みが年間511人日に対し、確保の内容は最小でも年間2,890人日であり、「需要<供給」となっています。

保護者が病児・病後児を安心して預けられる保育環境を整えるために、事業の充実に努めます。

（７）子育て援助活動支援事業

（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）

【対象】

- ・小学校就学児童

【事業内容】

- ・子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受ける事を希望する者（委託会員）と、援助を行うことを希望する者（受託会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,000	2,042	2,085	2,129	2,174
②確保の内容 （提供可能量）	2,000	2,042	2,085	2,129	2,174
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用者の希望に応じたサービスの提供が可能な状態になっています。

ニーズ調査の結果において一定割合の認知度があったものの、利用割合が高くなかったことから、事業のさらなる周知を図るとともに、保護者が利用しやすい環境の整備や受託会員の安定的な確保に引き続き努めます。

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

- ・子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：箇所）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
その他※	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容 （提供可能量）	2	2	2	2	2
その他※	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

※「その他」とは、利用者支援事業（一般型又は特定型）に準じた取組を表す。

【確保の方策】

<その他>

市担当部署の窓口において、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所等や各種の保育サービスに関する情報提供・利用に向けての支援を行います。

情報の提供や発信にあたっては、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

<こども家庭センター型【子育てサポートセンターごてんば】>

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般と継続的に関わることにより、妊娠期から子育て期にわたるまで、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援を実施します。

(9) 妊婦健康診査

【事業内容】

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
実人数	777	740	704	670	638
健診回数※	8,547	8,140	7,744	7,370	7,018
②確保の内容 （提供可能量）					
実人数	777	740	704	670	638
健診回数※	8,547	8,140	7,744	7,370	7,018
差（②－①）					
実人数	0	0	0	0	0
健診回数※	0	0	0	0	0

※「健診回数」は、実人数に1人当たりの平均的な健診回数（11回）を乗じたものを表す。

【確保の方策】

母子ともに安全・安心な出産を目指し、妊婦が受診することが望ましい健康診査の回数（14回）を受診するよう勧奨するとともに、引き続き受診の支援に努めます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康管理や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	511	499	489	481	472
②確保の内容 （提供可能量）	511	499	489	481	472
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

訪問に従事する人員を確保し、全戸訪問に努めるとともに、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行います。

また、事業の実施に際して、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。

(11) 養育支援訪問事業

※「養育支援訪問事業」と「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」があります。

①養育支援訪問事業

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、出産や子育てに関する専門知識を有する者（保健師、助産師、看護師等の有資格者）がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容 （提供可能量）	3	3	3	3	3
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

関係機関と連携できる体制づくりに努めるとともに、保護者の養育能力の習得や向上を図るため、また子育てにおける保護者の負担やストレスの軽減を図るため、訪問支援者がその居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っていきます。

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

- ・要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の調整機関や地域ネットワークを構成する関係機関等（地域ネットワーク構成員）の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【今後の方向性】

研修会の開催等を通じ、地域ネットワーク構成員の資質向上や情報の共有化を図ることにより、地域全体の機能強化のための事業を実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容 （提供可能量）	5	5	5	5	5
私学助成を受ける 幼稚園利用者の 一部に対する副 食費の補足給付	5	5	5	5	5
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない（私学助成を受ける）幼稚園利用者のうち低所得世帯等の副食費が補足給付の対象となったことから、事業を実施し、特定教育・保育施設や特定地域型保育施設利用者との均衡を図ります。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※「新規参入施設等への巡回支援」と「認定こども園特別支援教育・保育経費」があります。

①新規参入施設等への巡回支援

【事業内容】

- ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：箇所）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保の内容 （提供可能量）	6	6	6	6	6
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

新制度後に参入してきた事業者に対して引き続き支援を継続するとともに、新たに参入する事業者があれば支援に努めていきます。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

【事業内容】

- ・私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【今後の方向性】

認定こども園に対しては、国庫補助事業より手厚い支援を市単独事業により行っています。認定こども園で特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するために、市による補助事業を引き続き実施していくとともに、民間事業者に対する支援のあり方についても検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

- ・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	106	106	106	106	106
②確保の内容 （提供可能量）	106	106	106	106	106
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

訪問に従事する人員を確保し、関係機関と連携できる体制づくりに努めるとともに、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、訪問支援者がその居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行っていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

- ・養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19	18	18	18	17
②確保の内容 （提供可能量）	20	20	20	20	20
差（②－①）	1	2	2	2	3

【確保の方策】

児童育成支援拠点事業の設置・運営を行う法人を随時募集し、関係機関と連携できる体制づくりに努めるとともに、個々の児童の状況に応じた支援を行っていきます。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

- ・要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容 （提供可能量）	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

事業実施の可能性を検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

- ・妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。面談は、妊娠届出時と出生届出時の2回を基本とし、妊娠8か月頃にアンケートを送付し、アンケートの結果により必要な方には面談を実施します。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	914	866	820	778	738
②確保の内容 （提供可能量）	914	866	820	778	738
差(②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

妊娠の届出時と出生の届出後の赤ちゃん訪問時に面談を実施し相談に応じるとともに、妊娠届出時は妊娠経過や産前産後の支援について、赤ちゃん訪問時はそれぞれに合った子育て支援に関する情報提供等を行います。また、ニーズに応じて必要な支援につなげていきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

- ・親が就労していなくても時間単位等で子どもを預けられるようにする通園制度です
（対象は、0歳6か月から2歳までで、保育所・認定こども園等で一人当たり「月10時間」（1日中利用する場合は月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用できる）を上限として行うことを検討）。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	0	11	11	33	32
0歳児(延べ人数)	0	3	3	9	9
1歳児(延べ人数)	0	4	4	12	12
2歳児(延べ人数)	0	4	4	12	11
②確保の内容 (提供可能量)(延べ人数)	0	11	11	33	32
0歳児(延べ人数)	0	3	3	9	9
1歳児(延べ人数)	0	4	4	12	12
2歳児(延べ人数)	0	4	4	12	11
差(②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

令和8年度から開始する事業です。

確保の内容は、各年齢の将来推計値から保育所等に入所している子どもを除くことにより、対象となる子どもの人数を算出し、対象となる子どもが決められた時間の利用ができるものとしています。

(19) 産後ケア事業

【事業内容】

- ・産後間もない母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう心身のケアや育児サポート等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,356	1,324	1,297	1,276	1,252
②確保の内容 （提供可能量）	1,356	1,324	1,297	1,276	1,252
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

必要な人が必要な時にケアが受けられるよう、またニーズに合わせたサービスが選択できる体制を整備します。

3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

子どもの健やかな育ちのためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育は重要です。全ての子どもの育ちを同じように保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要となります。さらに、行政や地域社会をはじめ社会全体で子ども・子育て支援を行っていくことが、子どものより良い育ちの実現につながります。

また、社会状況の変化や市民生活の多様化等に伴い、教育・保育に対するニーズは、今後さらに多様化することが予想されることから、施設・事業の規模や内容についても随時検討し、地域の実情に応じた教育・保育の提供体制の整備が必要になります。

これらを踏まえ、本市では、一人一人の子どもに対する質の高い教育・保育及び地域の子育て支援が一体的に提供されるよう、次の点を重視します。

(1) 認定こども園の普及

●認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れて教育・保育を一体的に提供するほか、地域における子育て支援を行うという特長があります。現在、本市には公立の認定こども園が1か所と私立の認定こども園が6か所設置されており、今後も認定こども園の需要が見込まれます。

認定こども園の普及にあたっては、民間活力の活用も視野に入れ、民間事業者に対して、認定こども園に関する情報提供や補助金等の効果的な活用を促進することで、民間の既存幼稚園や保育所が認定こども園に移行するための支援を行っていくとともに、公立の保育施設についても「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」等に基づき、必要に応じて認定こども園への移行について検討していきます。

(2) 教育・保育の質の確保

- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、幼児教育・保育に関する専門的知識や技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置に努めます。
- 幼稚園教諭、保育士及び両方の資格を有する保育教諭の人材の確保に努めるとともに、その処遇及び配置の改善等を図ります。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修のほか、御殿場市教育フォーラムへの参加、中学校区単位で実施している「幼保小中連携・一貫教育の研究」等を継続して実施し、小学校・中学校における教育へと一貫してつながるような取組を推進します。

(3) 関係機関との連携

- 教育・保育施設と地域型保育事業者が相互の連携・接続を推進するため、また、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を推進するため、研修の実施や職員同士で交流する場を設ける等により、情報交換等を行う機会を提供し関係機関相互の連携の強化を図ります。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

総合的な少子化対策を推進する一環として、また、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児までと住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの利用料が無料になるとともに、新たな給付制度が創設されました。

新たな給付である「子育てのための施設等利用給付」では、これまで給付の対象外であった私学助成を受ける幼稚園、認可外保育施設、幼稚園の預かり保育その他の事業の利用料などが給付の対象となりました。

この新たな給付について、保護者にわかりやすく情報提供するとともに、対象となる施設の意向を踏まえつつ、保護者の利便性や過誤請求・支払い防止のための取組みなどの総合的なバランスを考慮し、円滑かつ適正な給付の実施に向けた体制の整備や給付方法の検討を行っていきます。

また、静岡県や施設所在市町村との連携・情報共有を図り、確認や指導監督等の法に基づく事務を適切に行います。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等に努めます。

【産前・産後休業、育児休業明けにおける保育所等の優先利用】

- 保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに保育所等の利用を希望した場合に、優先的に利用ができるような配慮を行うことで、育児休業を取得しやすい環境整備を推進します。

6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 共働き世帯が増加している現在、子育てと仕事の両立には家庭内での協力のほか、地域や企業の理解や支援も必要不可欠なものとなっています。出産前後や育児中であっても女性がいきいきと働けるよう、また、男性も積極的に育児に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

【ハローワーク、商工会等関係機関との連携】

- 雇用の確保及び労働条件の改善を図るため、ハローワーク、静岡県、関係機関との連携に努めます。

【ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発・情報提供】

- ワーク・ライフ・バランスに関する法律や制度を周知するための広報・啓発活動に努めます。

【休日保育事業の充実】

- 日曜日や祝日に仕事を持っている保護者のニーズに対応するため、保育所等における休日保育の実施を支援するとともに、休日保育を実施するための人材の確保方策を検討します。

【保育士の就労支援】

- 保育士自身の子どもが保育所を利用できない場合があり、潜在保育士の職場復帰を阻害する要因の一つとなっています。また、保育の受け皿拡大を進めるにあたり、保育の担い手の確保が喫緊の課題となってきたことを踏まえ、引き続き保育士等の子どもの優先利用を推進します。

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の促進、障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実等について、静岡県が行う施策と連携を図りながら事業を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

市では、児童虐待の早期発見・早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行うため、母子保健担当部局と児童福祉担当部局が一体的に支援を行う子育てサポートセンターごてんばを中心に、関係機関が連携し切れ目のない子育て支援により虐待の予防に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であることから、関係機関との連携強化に努めます。

①子どもの権利擁護

【体罰によらない子育ての周知】

- 体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育てサポートセンターごてんばや乳幼児健康診査の場、地域子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発に努めます。

【ネグレクトの周知】

- 保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健康診査の機会を活用して周知していきます。

②児童虐待の発生予防・早期発見

【児童虐待の発生予防と早期発見】

- 子育てサポートセンターを設置したことにより、妊娠期から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。母子保健担当部局と児童福祉担当部局が緊密に連携することにより、一体的な相談支援体制の充実を図ります。
- 児童虐待の発生予防と早期発見のため、産後の初期段階における母子に対する支援など、支援を必要とする妊婦への支援を行っていきます。
- 乳幼児健康診査、未就園の子ども及び不就学等の子どもに関する定期的な安全確認、乳児家庭全戸訪問事業等の実施を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要と

する子どもや妊婦家庭を早期に把握するとともに、支援が必要な家庭にはサポートプランを作成し、家庭支援事業等の適切な支援につなげていきます。

- 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う子育てサポートセンターごてんばを整備し、市の児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図り、相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努めます。
- 支援を要する妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者等と市が効果的に情報の提供及び共有を行うために子育てサポートセンターごてんばを中心とした連携体制の構築を図ります。

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び相談支援機関の充実・連携強化

【家庭児童相談の充実】

- 児童の健全な育成を図るため、家庭児童相談室に子ども家庭支援員を置き、児童に関する様々な相談や指導を行います。統括支援員及び虐待対応専門員や婦人相談員等と緊密に連携し、日々の相談業務の充実を図ります。

【要保護児童対策地域協議会の充実】

- 地域の関係機関が情報の収集及び共有により支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の取組や連携の強化に努めます。
- 協議会においては、子どもの個別ケースに関し情報共有し、関係機関で役割分担の下、支援を行うとともに、その状況を定期的に確認していきます。
- 協議会の調整機関である子育てサポートセンターごてんばにおいては、機能向上のため、専門的な知識や技能を有する職員の確保・育成や、構成員の資質向上のため、各種研修や講習会等への参加を通じて体制の強化を図り、協議会の効果的な運営や市の虐待相談対応における組織的な対応の確保に努めます。

【民生委員児童委員、主任児童委員との連携強化】

- 民生委員児童委員、主任児童委員は地域に根差した活動が必要であることから、自治会をはじめとする関係団体及び関係機関との連携をより深め、人材の確保と地域住民への制度の周知を図ります。
- 制度の周知と児童虐待防止の観点から身近な民生委員児童委員対象の研修会を開催し、連携強化を継続していきます。

【関係機関との連携強化】

- 転居ケース等における転居情報の共有や引継ぎを含め、児童相談所や市町村間の情報共有をより効率的・効果的に行うための情報共有のあり方について検討していきます。
- 市は、一時保護の実施が適当と判断した場合など、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく児童相談所への事案送致や助言を求めるとともに、死亡事例等の重大事例が発生したときは、県と相互に協力して事例の検証を行います。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を継続するとともに、就業が困難な母子家庭等への相談体制の充実を図るなど、総合的な自立支援の推進に努めます。

【相談体制の充実】

- 家庭児童相談室に女性相談支援員等を配置し、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。

【児童扶養手当の支給】

- 父（又は母）がいないひとり親家庭の親、あるいは父（又は母）の監護を受けられない児童の養育者に対して支給します。

【交通遺児等扶養手当の支給】

- 交通災害及び自然災害等により、両親又は両親のうち主たる生計維持者が死亡又は廃疾になったとき支給します。

【母子家庭等自立支援給付費の支給】

- 母子家庭（父子家庭）等の生活の安定や向上を図るため、自立支援教育訓練や高等職業訓練促進等を行います。
- 必要な人に必要な支援が行われるよう、事業の周知を図ります。

【ひとり親家庭等医療費の助成】

- ひとり親家庭（母子または父子家庭）等に対して医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ります。児童の受診について子ども医療との選択を可能とし、保護者の医療機関窓口での負担軽減を図っています。

【母子家庭協力員制度の活用】

- 母子家庭（父子家庭）等の自立のため、静岡県知事から委嘱された3人の協力員が担当し、必要な助言、指導を行います。

【保育所等の優先入所】

- ひとり親家庭に対する子育て・生活支援策として、ひとり親家庭の子どもが保育所等の利用を希望した場合は、優先的に利用できるよう引き続き配慮していきます。

(3) 障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障害の原因となる疾病の予防や早期発見・治療の推進を図るため、妊娠・出産期等、早期からの健康診査の実施を推進します。また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、関係機関が一体となって各種の施策を行っていく等、療育支援体制の充実に努めます。

また、平成27年度に構築した御殿場市発達支援システムに基づき、発達相談センターが中核となって関係機関が連携し、「発達支援システム」を活用した支援体制の充実に努めます。

あわせて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）について、必要な支援を受けるための総合的な支援体制等の構築に係る研究の実施を検討していきます。

【障害児の教育・保育事業の充実】

- 集団生活が可能な障害児を幼稚園及び保育所等に受け入れるため、集団生活において個別指導を行いながら共に育ち合える教育・保育を提供できる体制の構築に努めます。
- 障害児については、「御殿場市就園支援委員会」又は「御殿場市障害児等保育の実施審査委員会」において、日常の園での生活についての検討を行います。なお、個別対応等の配慮が必要となった場合の保育士等の確保が課題となります。
- 市内の小中学校において、知的障害又は自閉症・情緒障害を有する児童生徒に対して、特別支援学級による教育を実施します。特別支援学級では、1学級8名までの少人数学級で、障害の程度やその子の特性に応じて、手厚くきめ細やかな教育を行います。
- 障害のある就学児童生徒に対して、生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進のため、家庭や学校と連携して療育を行う放課後等デイサービスや、サービス利用のための計画作成を行う相談支援に関する手続きを行います。

【発達障害者（児）支援体制の整備】

- 発達障害者（児）又は発達に課題のある方に対して、関係機関が連携しながら乳幼児からの一貫した支援を行うため、御殿場市発達支援システムの運用を図っていきます。
- 発達障害者（児）又は発達に課題のある方に関して、発達相談センターが相談者のニーズに合わせてアセスメントや助言、関係機関との連携を行うことで相談支援の中核的な役割を果たしていきます。
- 相談業務の一環として、学校や園への巡回訪問や知能発達検査の実施、親子教室実施等のための人員を配置します。

【発達等に関する支援事業の充実】

- 幼児向けの親子教室（そだちの教室）を開催し、発達に課題のある子どもの育ちやコミュニケーションを促すための保護者向けの講座を実施したり、実践の場を設けたりします。このことでもかかわり方のヒントを得て保護者が前向きに子どもと接することができるようにします。また、保護者同士の話ができる場を提供し、地域でつながりを持って安心して子育てができるようにします。
- 2歳児健康相談や2歳6か月児健康相談などで、精神発達面や子どもとのかかわり方に不安があるといった心配がある親子に対し、幼児事後指導教室（あそぼう会）を開催し、遊びを通じて子どもの発達や育児に対する不安を軽減していきます。
- 発音が不明瞭な子ども、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない子どもについて、個別に言語指導や発音指導等を行うために通級指導教室（ことばの教室）を開設しています。また、学習面の一部や生活面で苦手な点がある子どもについて、コミュニケーションを中心とした指導や心理的な安定として集中力を高める指導等を行うために通級指導教室（ひまわり教室、なのはな教室）を開設しています。いずれの教室も継続して保護者との個別相談を行うことで、家庭との連携を図っていきます。

【障害児等に対する経済的支援等の充実】

- 身体又は精神に重度の障害の状態があるために、日常生活において常時介護を必要とする障害児に対し障害児福祉手当を給付します。
- 障害児の日常生活を容易にするために、補装具及び日常生活用具を給付します。
- 重度心身障害児の保健向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。
- 身体障害児又はその保護者が、住宅設備を当該障害児に適するように改造するための経費の一部を身体障害者住宅改造費として助成します。
- 中度・重度の心身障害児を扶養している保護者に対して、特別児童扶養手当を支給します。
- 特別児童扶養手当1級受給者の扶養者に対して、心身障害児（者）扶養手当を支給します。

【特別支援教育の充実】

- 幼稚園や小中学校を通じ、特別な支援を必要とする児童生徒等に対して、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき適切な支援を行い、就労等将来の社会生活の基礎を培います。
- 特別な支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、学校現場ではより特別支援に精通した者及び適時な指導・支援を必要としています。このことから、特別支援教育についての研修を受けた者等による巡回相談員を配置し、学校現場のニーズに対応していきます。

【特別な支援が必要な子どもの円滑な教育・保育の利用及び支援】

- 障害児・外国につながる幼児などの特別な支援が必要な子どもが、円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ関係部局と連携して、当該子どもの状況について可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、必要かつ合理的な配慮を前提とした教育・保育の提供体制の確保に努めます。

また、必要に応じて、外国につながる幼児及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内や、外国語に対応できる人員の確保などを検討していき、それぞれの事情に応じた丁寧な支援ができるよう取り組んでいきます。

- 教育・保育施設、地域型保育事業者又は当該施設を設置しようとする事業者に対し、施設の設置・運営にあたり、特別な支援が必要な子どもの円滑な受け入れに配慮するよう促します。

【医療的ケア児支援のための関係機関の連携】

- 「駿東田方圏域自立支援協議会」と「御殿場・小山障害児者自立支援協議会御殿場支部」とが連携し、広域的課題の共有を図り、医療的ケアを必要とする子どもに対する支援体制を継続していきます。

8 子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、国や県と連携しながら、生活、就業、経済面等、総合的な支援体制の充実や情報提供に努めるとともに子どもの就学を支援し、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、貧困防止に向けた取り組みを進めます。

【主な取り組み】

支援の種類	事業名	事業の概要	所管
経済生活	市営住宅入居に係るひとり親家庭等の優先入居の実施	市営住宅入居募集・抽選時に、ひとり親家庭等を対象に優先入居を実施	建築住宅課
経済	児童扶養手当	再掲	子育て支援課
経済	ひとり親家庭等医療費助成	再掲	子育て支援課
経済就業	母子家庭等自立支援給付費	再掲	子育て支援課
経済	交通遺児等扶養手当	再掲	子育て支援課
経済	就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や就学に必要な費用の一部を助成	教育総務課
経済	育英奨学資金貸与	高校生以上の経済的理由により修学が困難な学生等に対し学資を貸与する奨学金制度	教育総務課
経済	放課後児童クラブ	児童扶養手当受給世帯や生活保護世帯の利用時における利用料の軽減	子育て支援課
経済	実費徴収に係る補足給付	再掲	保育幼稚園課
経済	保育料と副食費の多子軽減制度	第2子以降は保育料・副食費無料	保育幼稚園課
学習	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援	社会福祉課
生活就業	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者等に対し、住居支援や貸付、就労等に向けた情報提供や助言、各種支援を行い、自立の促進を図る	社会福祉課

第5章

計画推進の方策

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、福祉、教育、就労、住宅、都市基盤、国際化等、様々な分野や社会情勢と関連しているため、その関連施策と総合的かつ一体的に推進していく必要があります。

(1) 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割及び連携

- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、未来を担う全ての子どもの生き生きと輝いた健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々が適切な役割分担のもとに、相互に協力しながら社会総がかりで子育て支援を行えるような環境を整備することが必要です。
- 子どもの健やかな育ちのために、保護者が家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。加えて、PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子育て支援の中核的な役割を担っていくことが必要です。

(2) 庁内の連携や関係行政機関（他市町村、県、国）との連携

- 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を目指す子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の担当部局を一元化するなど、庁内で円滑な事務の実施が可能な体制を引き続き整備し、子ども・子育て支援事業計画の作成並びにこれに基づく質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施を図ります。
なお、体制の整備や事業の実施に際し、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限は移管できないことに留意します。
- 子ども・子育て支援の実施に当たり、地域の資源を有効に活用するため、教育・保育施設の利用に関し近隣の市町村と連携するなどの広域的取組を、必要に応じて推進していきます。
- 市は、教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指導監督について、静岡県と必要な情報を共有し、相互に密接に連携を図ることに努めます。
- 市は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業等が適切かつ円滑に行われるよう、国や県と連携を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援の推進を図り、あわせて国や県に対して必要な支援を行うよう求めています。

(3) 計画の推進

(1) 及び (2) を踏まえた上で、御殿場市子ども・子育て会議などを通じて、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴取しながら、地域社会を構成する様々な団体・機関との連携を図ることにより本計画を推進していきます。

これにより、地域及び社会全体で子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることで、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画の進捗管理と評価

- 計画の進捗管理にあたっては、毎年度、計画に基づく事業の実施状況の把握・点検を行い、御殿場市子ども・子育て会議等において評価を実施します。
- 評価結果に基づき、速やかに改善につなげていくことで、計画の実効性を高めていきます。
- また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、原則、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。なお、計画の中間年以外の場合であっても、計画変更の必要性に応じて、柔軟に計画の見直しを行っていきます。

